

玉野市環境基本計画
(第3次)
(令和7年12月素案)

令和8年3月

岡山県 玉野市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的.....	1
2. 計画策定に関わる社会情勢の変化.....	2
3. 計画の位置付け	9
4. 計画の対象範囲	10
5. 計画の対象地域	10
6. 計画の期間.....	10

第2章 目指す環境像

1. 目指す環境像	11
2. 基本目標.....	12

第3章 施策の展開

1. 各主体の基本的な役割.....	14
2. 施策の体系.....	16
3. 施策内容.....	17

【基本目標①】 安心・安全で自然と共生する環境の保全・創出

基本施策 (1) 大気環境の保全.....	17
基本施策 (2) 水環境の保全	19
基本施策 (3) 快適な生活環境の確保.....	22
基本施策 (4) 自然と共生する環境の創出	24

【基本目標②】 気候変動対策（緩和・適応）

基本施策 (1) 緩和策の推進	28
基本施策 (2) 適応策の推進	32

【基本目標③】 資源循環型社会の構築

基本施策 (1) ごみの4R の推進	34
基本施策 (2) ごみの適正処理の推進.....	37

【基本目標④】 持続可能な社会の担い手づくり

基本施策 (1) 環境教育・学習・保全活動の推進.....	39
-------------------------------	----

4. 重点施策.....	43
--------------	----

重点施策 1 脱炭素設備の積極的な導入推進.....	43
----------------------------	----

重点施策 2 持続可能なごみ処理体制の強化.....	45
----------------------------	----

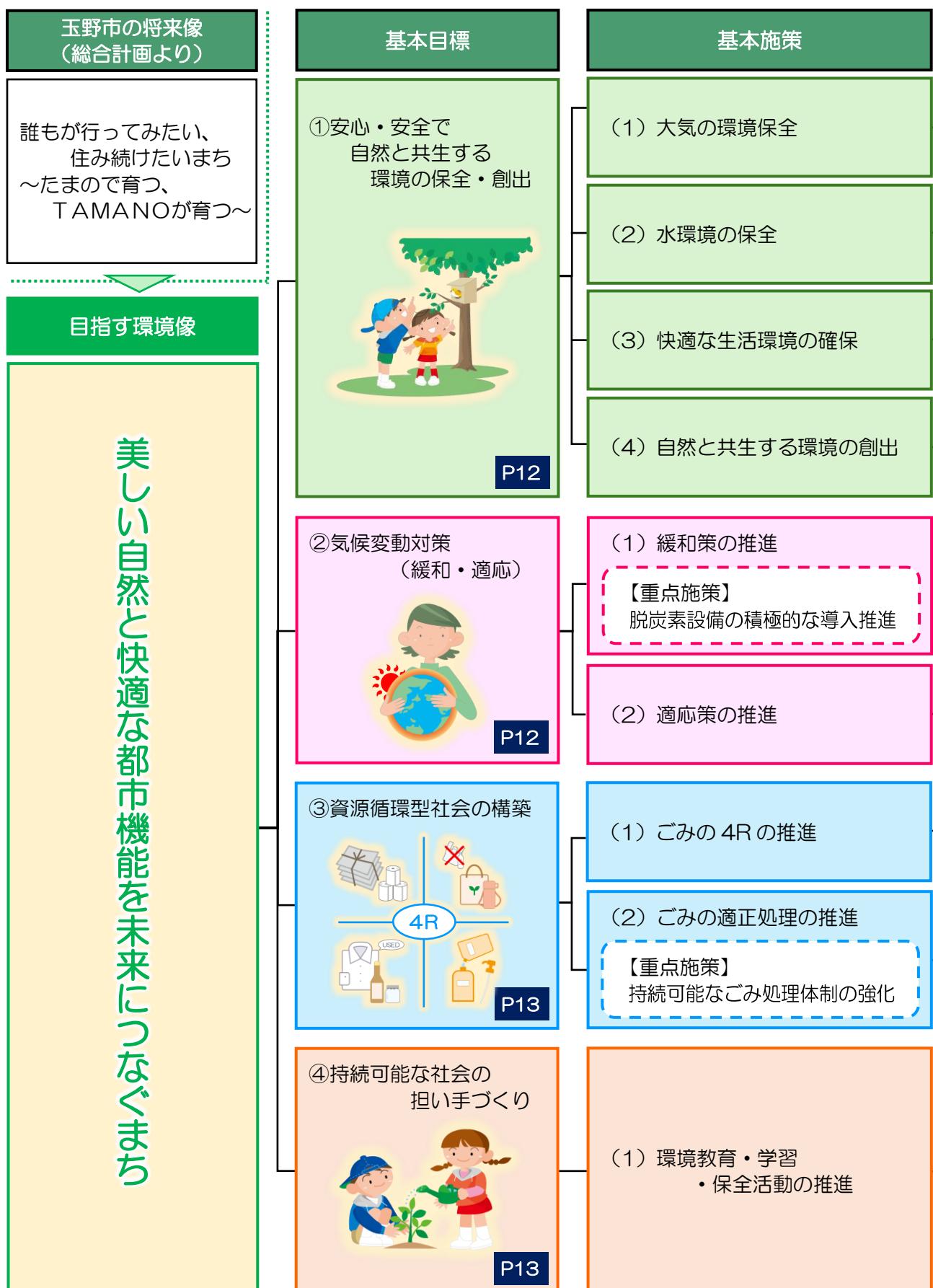
第4章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制	46
2. 目標の進捗管理	46

資料編

1. 玉野市環境基本条例	資料編-1
2. 玉野市の地域概況	資料編-5
3. 計画の策定経過	資料編-53
4. 諒問・答申	資料編-53
5. パブリックコメント	資料編-55
6. 用語集	資料編-56

◆環境基本計画の全体像



取組内容

- 大気汚染防止対策の推進
- 公害防止対策の推進
- 悪臭防止対策の推進

3  11  12  P17

- 公共用水域の常時監視・浄化対策の推進
- 排水対策の推進
- 汚水の適正処理の推進

3  6  12  14  P19

- 道路交通騒音・振動対策の推進
- 環境美化の推進
- ごみステーションの適切な維持管理の促進

- 工場・事業場の騒音・振動対策の推進

- 空き家対策の推進

11  12  P22

- 生物多様性の保全促進
- 自然をいかした観光振興
- 森林の適切な整備の推進

- 外来生物対策の推進

- 自然とふれあえる場の提供

- 自然景観の保全

6  8  11  14  15  P24

- 省エネルギーの推進
- 化石燃料の代替エネルギーの利活用
- 脱炭素型まちづくりの推進

- 再生可能エネルギーの普及促進

- 環境に優しいライフスタイルや事業活動の促進

7  11  12  13  P28

- 持続可能な農林水産業の推進
- 自然災害対策の推進
- 熱中症や感染症といった健康被害への対策の推進

11  13  P32

- 発生抑制・排出削減の推進
- 資源化の推進
- 食品ロス削減の推進

12  P34

- 適正処理の推進
- 不法投棄の防止
- 海ごみ対策への協力

11  12  14  P37

- 地域と一体となった環境教育の推進
- 環境に関する情報周知
- 事業者が自発的に行う環境保全活動の支援
- 施設見学の推進

- 市民への環境学習の推進
- 市民の環境に配慮した行動の支援
- 市民団体の活動支援

4  11  12  13  17  P39

【計画の目標指標】

環境指標	基準年度	基準値	目標値
基本目標① 安心・安全で自然と共生する環境の保全・創出			
大気における環境基準達成項目割合	令和6年度	86.4% (19/22項目)	100% (22/22項目)
児島湖の水質 (COD)	令和6年度	8.2mg/L	県の目標に準拠
生活雑排水処理率	令和6年度	94.7%	97.6%以上
自動車騒音・道路交通振動の要請限度以下達成率	令和6年度	100% (4/4地点)	100% (4/4地点)
地区によるイノシシ侵入防止柵設置延長	令和6年度	167.6km	174.5km以上
公園緑地が整っていると感じている市民の割合	令和6年度	44.7%	55.0%以上
基本目標② 気候変動対策（緩和・適応）			
市域から排出される温室効果ガス量 (平成25年度: 1,117千t-CO ₂)	令和3年度	800千t-CO ₂ 28.4%削減 (平成25年度比)	651千t-CO ₂ 41.8%削減 (平成25年度比)
市の事務事業から排出される温室効果ガス量 (平成25年度: 20,397t-CO ₂)	令和6年度	13,333t-CO ₂ 34.6%削減 (平成25年度比)	8,159t-CO ₂ 60.0%削減 (平成25年度比)
再生可能エネルギーの導入目標	令和5年度	70.2MWの太陽光発電設備	127.3MWの太陽光発電設備
基本目標③ 資源循環型社会の構築			
1人1日当たりごみ総排出量	令和6年度	958.5g/人・日	850.0g/人・日以下
資源化率	令和6年度	12.1%	17.2%以上
最終処分量	令和6年度	3,570t/年	2,530t/年以下
基本目標④ 持続可能な社会の担い手づくり			
ごみ処理施設への見学教育件数	令和6年度	10件	15件以上
その他の環境教育件数	令和6年度	9件	10件以上

※目標年度は2033（令和15）年度としていますが、基本目標②については、2030（令和12）年度を目標年度として設定しています。

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

玉野市（以下、「本市」という。）では、「玉野市環境基本条例」に基づき、2012（平成24）年3月に「新玉野市環境基本計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、「安全・循環・共生～みんなで築く持続可能な環境都市 たまの」を目指す環境像とした、環境保全及び創造に関する施策の推進を図ってきました。

しかし、前回計画策定以降、社会情勢は大きく変化し、近年では、地球温暖化による気候変動や生物多様性の損失など、これまで以上に環境問題への迅速な対応が求められており、国の環境の保全に関する基本的な計画である「第六次環境基本計画（2024（令和6）年5月、閣議決定）」では、人類の活動は「地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えてつつある」と問題提起しています。

一方、環境分野以外に目を向けると、人口減少や少子高齢化の進行、それに伴う地域経済への影響など、社会・経済面での課題も深刻化しています。これらの課題は環境問題と密接に関連しており、総合的な対応が求められています。

「第六次環境基本計画」では、健全で恵み豊かな環境を基盤として、その上で経済社会活動が存在していることを前提に、「環境保全」を通じた現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を重視しており、環境の保全が持続可能な社会を形成する重要な要素であることを示しています。

前回計画の計画期間経過に伴い、近年の社会情勢を踏まえ、環境問題の多様化・深刻化に対応し、良好な環境を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政が一体となって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「玉野市環境基本計画（第3次）」（以下、「本計画」という。）を策定します。



【だいだらポジー】

国民一人ひとりが「ネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止め、反転させること）」に資する消費・選択ができる経済社会づくりを推進するためのイメージキャラクターであり、地球のポジティブな未来を抱きしめて見守り続けています。

2. 計画策定に関わる社会情勢の変化

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) の採択

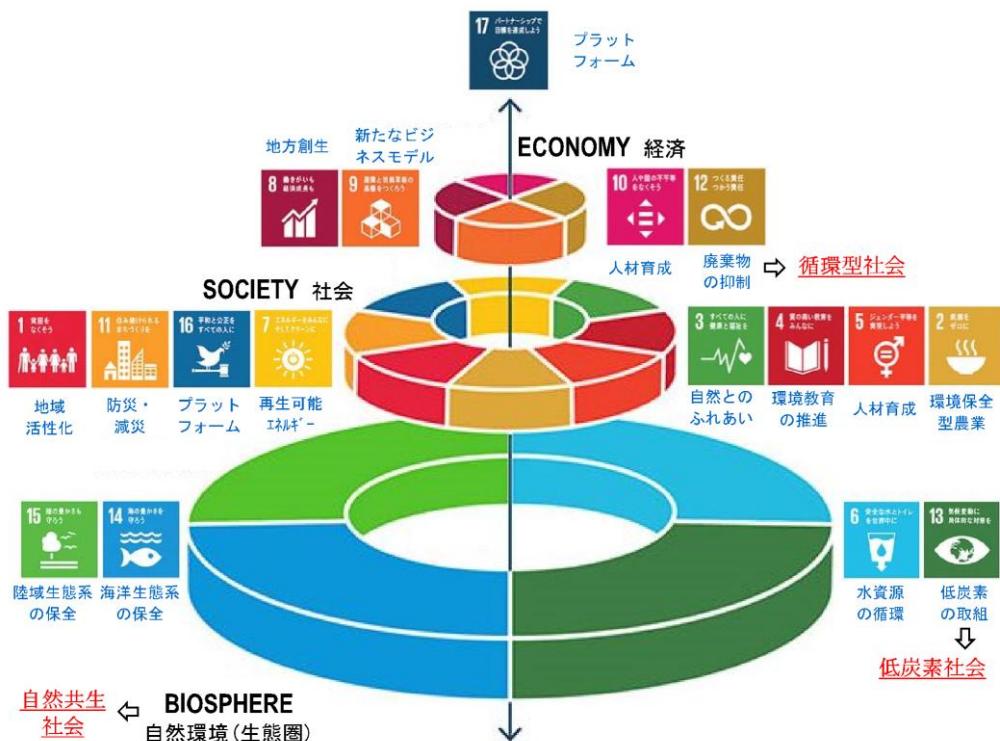
持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) は、2015 (平成 27) 年9月の国連サミットで採択された 2030 (令和 12) 年までに達成すべき国際目標です。

地球上の全ての人々が平和と豊かさを享受できる社会の実現を目指す人類共通の目標であり、「誰一人取り残さない (Leave No One Behind)」という理念のもと、貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育、ジェンダー平等、気候変動対策といった持続可能でより良い世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

国の「第六次環境基本計画（2024（令和6）年5月、閣議決定）」（詳細は4ページ参照）では、持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴールを構造的に表現した概念図である「SDGs ウェディングケーキモデル」が示されています。

このモデルは、SDGs の目標を「生物圏」「社会圏」「経済圏」という3つの階層に分類し、それぞれの目標が相互に関連しあっていることを示しており、全ての目標達成のための協力関係の重要性を象徴しています。

【SDGs のウェディングケーキモデル】



出典：「第六次環境基本計画の概要（環境省）」(Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記)

●持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールについて

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールとは、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するために、国連が2030（令和12）年までの世界共通のゴールとして定めた目標のことです。貧困、飢餓、教育、環境問題、格差、平和といった人類共通の課題を、地球規模で解決していくための指針になっています。

【持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール】

17のゴール	
 1 貧困をなくす	目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 2 飢餓をゼロにする	目標2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を	目標3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する	目標4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現する	目標5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
 6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	目標6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 7 安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	目標7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 9 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	目標9 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
 10 各国内及び各国間の不平等を是正する	目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する
 11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	目標11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 12 持続可能な生産消費形態を確保する	目標12 持続可能な生産消費形態を確保する
 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

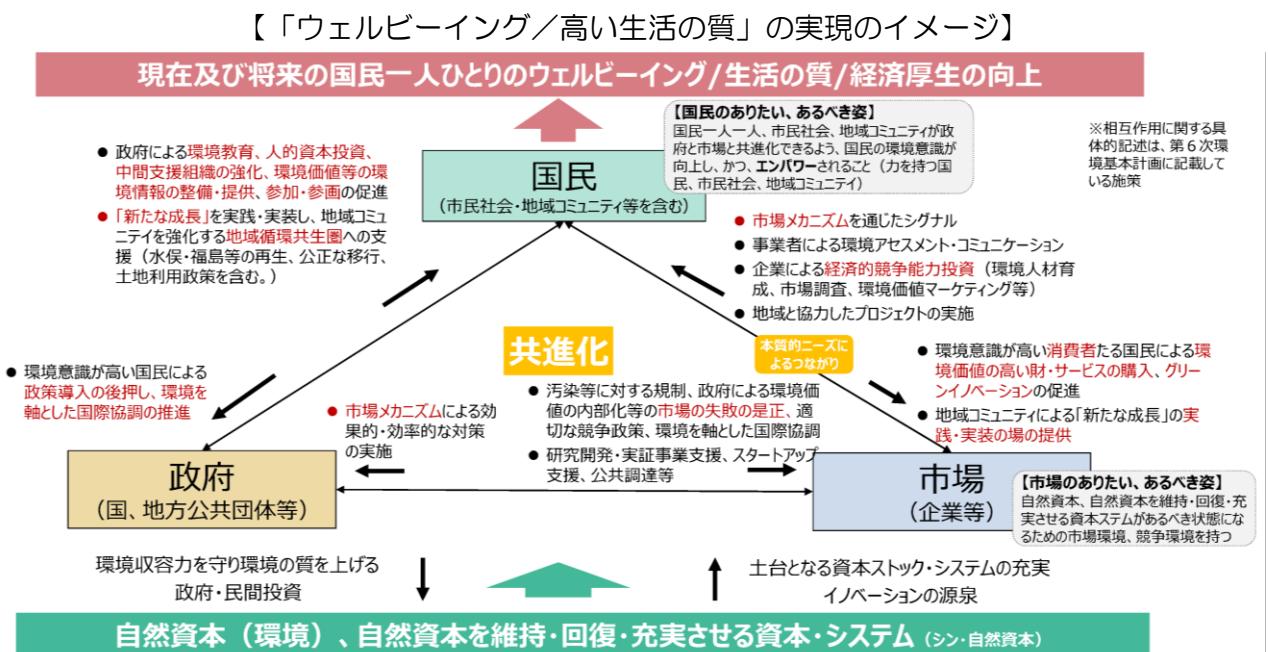
出典：「国際連合広報センターウェブサイト（国際連合広報センター）」

(2) 第六次環境基本計画

国は、1993（平成5）年に環境基本法を制定し、この法律に基づき、環境の保全に関する基本的な計画として1994（平成6）年に「第一次環境基本計画」が策定されました。その後、社会情勢の変化や環境問題の変容に対応するため、おおむね5年ごとに見直されてきました。

2024（令和6）年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、「第五次環境基本計画」の地域循環共生圏の理念を継承しつつ、「環境・経済・社会の統合的向上」を通じた人々の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を重視しています。

この計画では、環境保全が単に自然を守るだけでなく、人々の健康や生活の質の向上にも直結するという視点が強化されており、「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」を最上位の目的とし、市場的価値と非市場的価値の双方において「新たな成長」の実現を図るとしています。



出典：「第六次環境基本計画の概要（2024（令和6）年5月、環境省）」

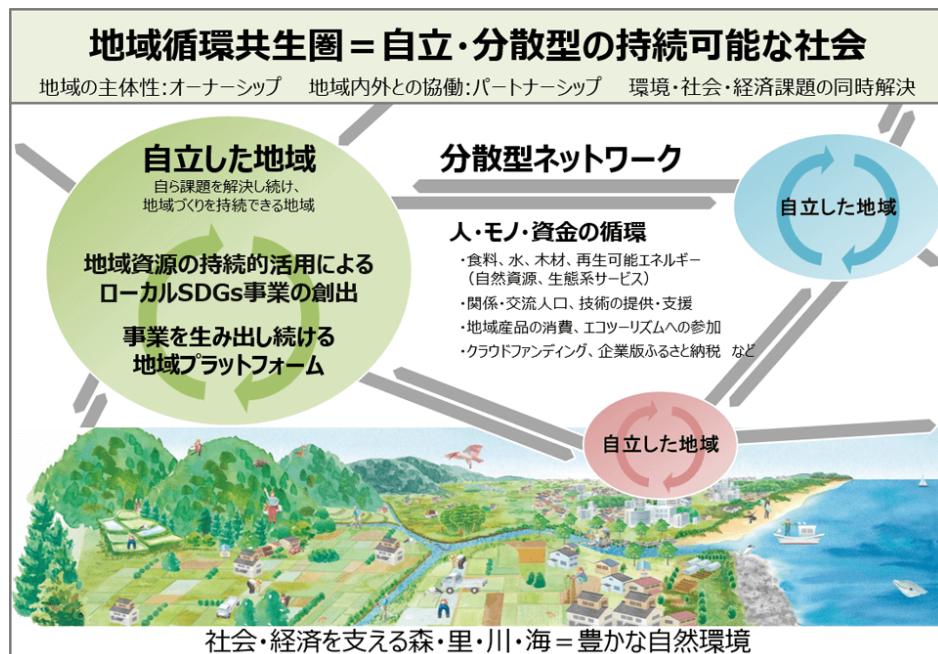
●地域循環共生圏とは

地域循環共生圏は、高齢化や人口減少といった社会課題を解決し続けられる「自立した地域」を各地で創出するとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

この概念は地域の SDGs として、環境・社会・経済の統合的課題解決を目指すものであり、「ローカル SDGs」とも呼ばれています。

地域循環共生圏の大きな特徴は、足元の資源に価値を見出し、採算性を伴った事業を展開することで、環境・経済・社会の課題を同時に解決することにあります。

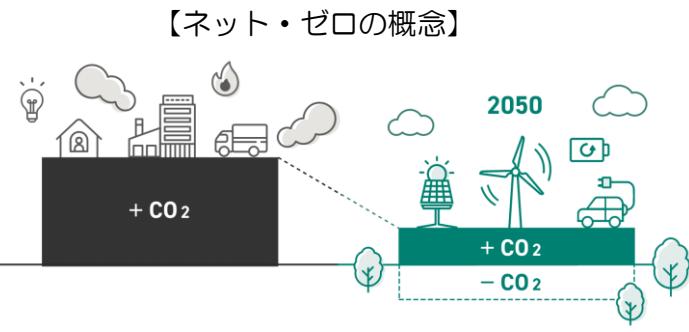
【地域循環共生圏のイメージ】



出典：「環境省ローカル SDGs 地域循環共生圏（環境省）」

(3) 脱炭素社会の実現

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」では、パリ協定が採択され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比較して 2℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満に抑える努力を継続する」ことを国際的な目標として掲げています。



出典：「脱炭素ポータル（環境省）」

この目標を達成するため、温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「ネット・ゼロ」の目標を表明する国・地域が増加し、世界的に脱炭素の機運が高まっている状況となっています。

我が国では、2020（令和 2）年 10 月に、2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル宣言」を行い、以下に示す温室効果ガス排出量の削減目標を掲げています。

【国の温室効果ガス排出量の削減目標】

2013（平成 25）年度時点の温室効果ガス排出量と比較して、

2030（令和 12）年度に **46%** 削減

2035（令和 17）年度に **60%** 削減

2040（令和 22）年度に **73%** 削減

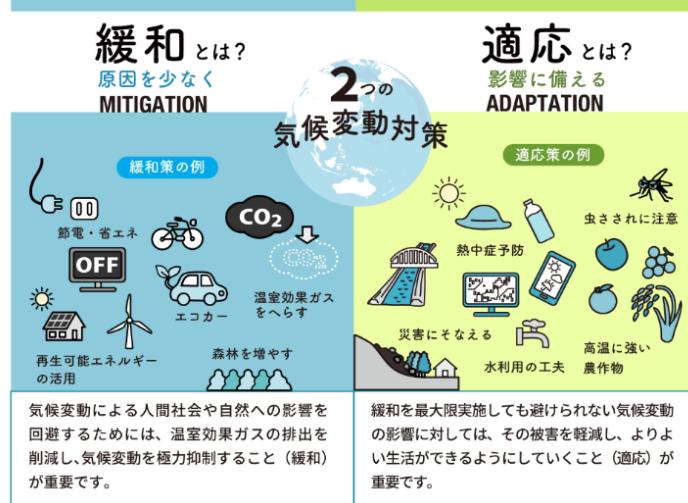
2050（令和 32）年度に **ネット・ゼロ** 達成

2018（平成 30）年に制定された気候変動適応法では、緩和策だけでは避けられない気候変動の影響に対する「適応策」を法的に位置づけています。

具体的な「適応策」として、以下に示す 7 分野が規定されています。

- ① 農業・林業・水産業
- ② 水環境・水資源
- ③ 自然生態系
- ④ 自然災害・沿岸域
- ⑤ 健康
- ⑥ 産業・経済活動
- ⑦ 国民生活・都市生活

【緩和策と適応策】



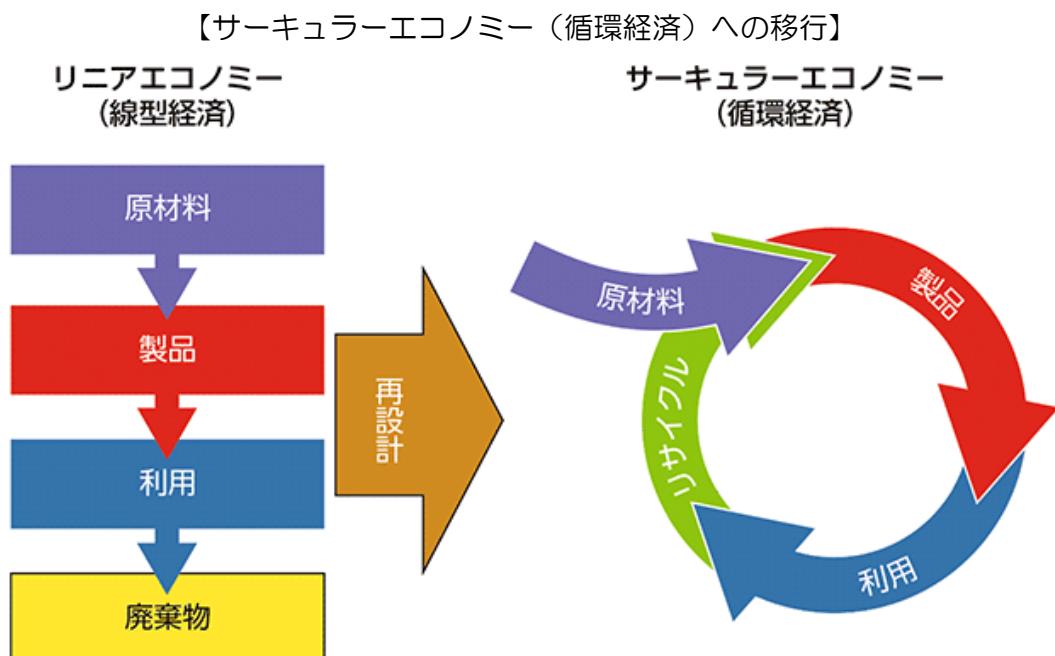
出典：「気候変動適応情報プラットフォーム
(国立研究開発法人国立環境研究所)」

(4) 循環型社会の形成

循環型社会の形成とは、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済システムから脱却し、資源を可能な限り循環・有効活用することで、環境負荷の最小化を図る社会経済モデルを構築することを指します。その中核となるのがサーキュラーエコノミー（循環経済）であり、従来の3R（Reduce（リデュース）：発生抑制、Reuse（リユース）：再使用、Recycle（リサイクル）：再生利用）に加え、日常生活においてごみそのものを発生させない「Refuse（リフューズ）：発生回避」を加えた4Rを推進することで、資源投入量を削減し、製品・部材・素材をできるだけ長く循環させることを目指す経済の考え方です。

国では、2024（令和6）年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、持続可能な形で資源を効率的かつ循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進することが明記されました。あわせて、資源の有効活用や環境負荷への配慮から、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、サーキュラーエコノミー（循環経済）の取組を促進するための法制度が整備されています。

サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行は、気候変動対策や生物多様性の保全、環境汚染といった社会課題の解決に資するのみならず、産業競争力の強化、経済安全保障の確保、地方創生、さらには質の高い暮らしの実現にも貢献するものとして位置づけられています。



出典：「令和7年版 環境白書 循環型社会白書/生物多様性白書（環境省）」

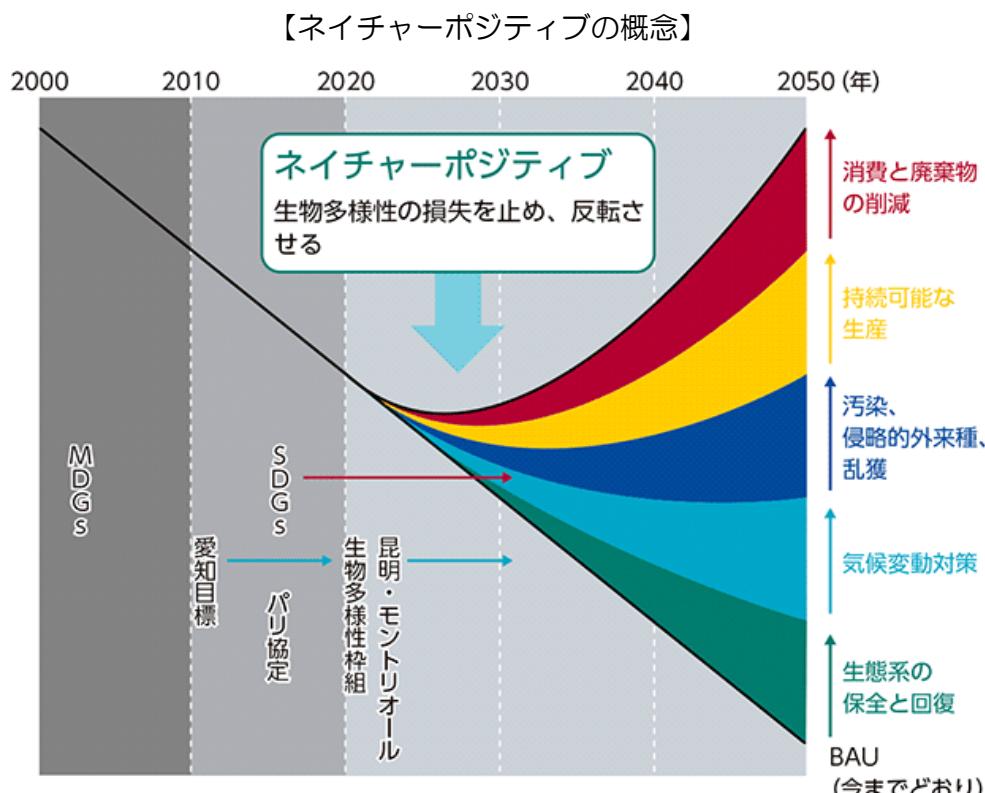
(5) ネイチャーポジティブ（自然再興）

現在、生物多様性と生態系サービスの状況は世界的に悪化しており、その回復が喫緊の課題となっています。このため、生物多様性の損失を食い止め、回復へと転じさせる考え方である「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現が求められています。

2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030（令和12）年までにネイチャーポジティブを実現する国際目標が掲げられ、国際社会における認知度も高まっています。

国では、2023（令和5）年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、2030（令和12）年までにネイチャーポジティブを達成することを目標として掲げています。また、「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」を含む、5つの基本戦略を示しています。

ネイチャーポジティブは、単なる自然保護にとどまらず、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献する方向へ転換していくことを目指す考え方であり、経済界からも注目されています。健全な自然と生物多様性は人類存続の基盤であるとともに、社会経済活動を継続するための前提条件であり、その基盤となる自然資本の維持は不可欠となっています。

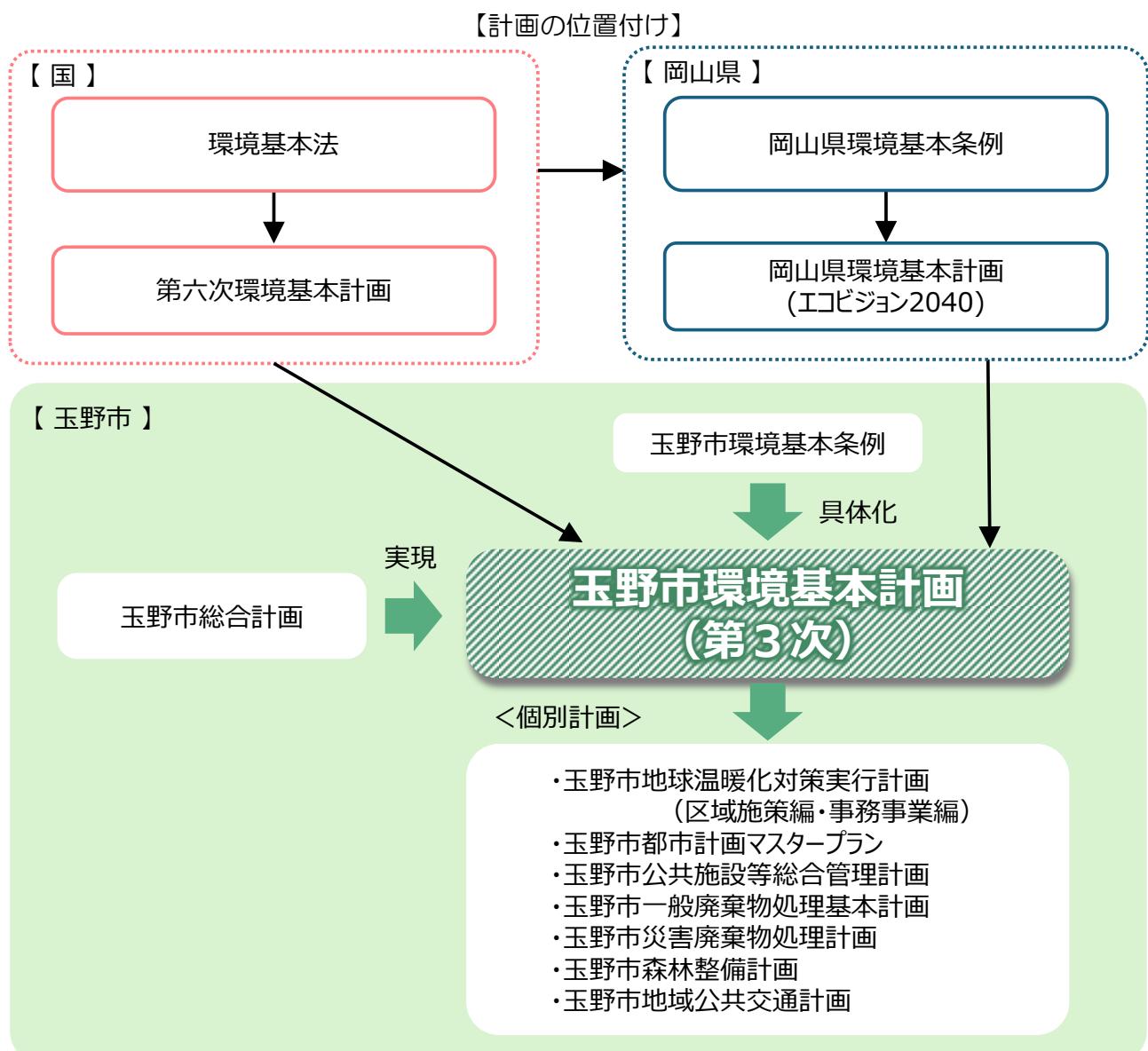


出典：「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」より環境省作成

3. 計画の位置付け

本計画は、玉野市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念のもとに策定するものです。

「玉野市総合計画（2023（令和5）年4月）」（以下、「総合計画」という。）に定められた本市の将来像を環境面から総合的に実現していくための計画としても位置付けられ、本市が策定する全ての個別計画や施策・事業は、環境の保全などの観点から本計画との整合を図って実施していくこととします。



4. 計画の対象範囲

本計画において対象とする環境は、「玉野市環境基本条例」第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する基本方針を踏まえ、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」、「資源循環」、「環境教育」としています。

【計画の対象範囲】

環境分野	主な環境要素
生活環境	大気、水質、悪臭、騒音、土壤、有害化学物質 など
自然環境	森林、農地、生物多様性、自然景観、歴史・文化 など
地球環境	地球温暖化、気候変動 など
資源循環	廃棄物、リサイクル、食品ロス など
環境教育	環境学習、環境活動、人材育成、情報発信 など

5. 計画の対象地域

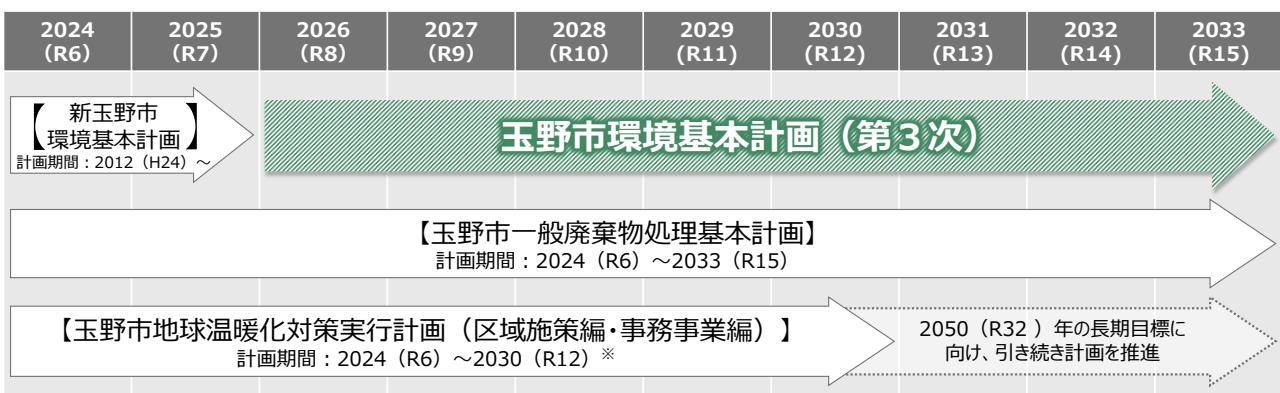
本計画は、市内全域を対象とします。ただし、環境問題の多くが行政の境界を越え、広域的に関わることから、国や岡山県、他自治体との広域的な連携を図ります。

6. 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度を初年度として、「玉野市一般廃棄物処理基本計画」や「玉野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」といった個別計画と整合を図るために、2033（令和15）年度を目途とした計画期間とします。

ただし、本市の環境や社会情勢の変化、科学的知見の向上などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】



※本市から排出される温室効果ガス量の算定は、統計データの公表時期の都合上、3年前のデータが最新値となります。このため、2033（令和15）年度に2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の算定が可能となります。

第2章 目指す環境像

1. 目指す環境像

「目指す環境像」とは、市民・事業者・行政に共通する長期的な目標として、本市のあるべき姿を示すものです。

玉野市の最上位計画である総合計画では、市の将来像として「誰もが行ってみたい、住み続けたいまち～たまので育つ、TAMANO が育つ～」を掲げています。この将来像を達成するために8つの基本方針を掲げており、そのうち、生活環境・都市基盤の分野においては「美しい自然と快適な都市機能を未来につなぐまち」を掲げています。

本計画は、総合計画に定められた本市の将来像を環境面から総合的に実現していくための計画として位置付けられています。そこで、本計画においては、総合計画に掲げる生活環境・都市基盤の基本方針「美しい自然と快適な都市機能を未来につなぐまち」を、目指す環境像として各種環境施策を推進します。

本計画における目指す環境像

美しい自然と快適な都市機能を未来につなぐまち

【総合計画で掲げられた市の将来像と8つの基本方針】



出典：「玉野市総合計画 概要版（令和5年4月）」

2. 基本目標

本市の目指す環境像を達成するために、次の4つの基本目標を掲げ、総合的かつ体系的に各種施策・取組を推進していきます。

(1) 安心・安全で自然と共生する環境の保全・創出

大気・水・音などの生活環境は、健康かつ快適に生活するために欠かせない要素となるため、今後も適切に状況を把握・監視することが重要です。また、本市には瀬戸内海国立公園など、貴重な自然が豊かに広がっており、この自然を次の世代に受け継ぐことが大切です。

国・県・周辺市町と協働しながら、安心・安全で快適に過ごすことができ、自然と人が共生することのできる環境の保全・創出を目指します。



(2) 気候変動対策（緩和・適応）

気候変動は国際的な環境問題として挙げられており、局地的な豪雨や夏の暑さといった気候変動の影響は、私たちの暮らしにますます身近に迫っています。このため、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出抑制（「緩和」）を進めるとともに、気候変動による悪影響に備える「適応」を進めていくことが求められています。

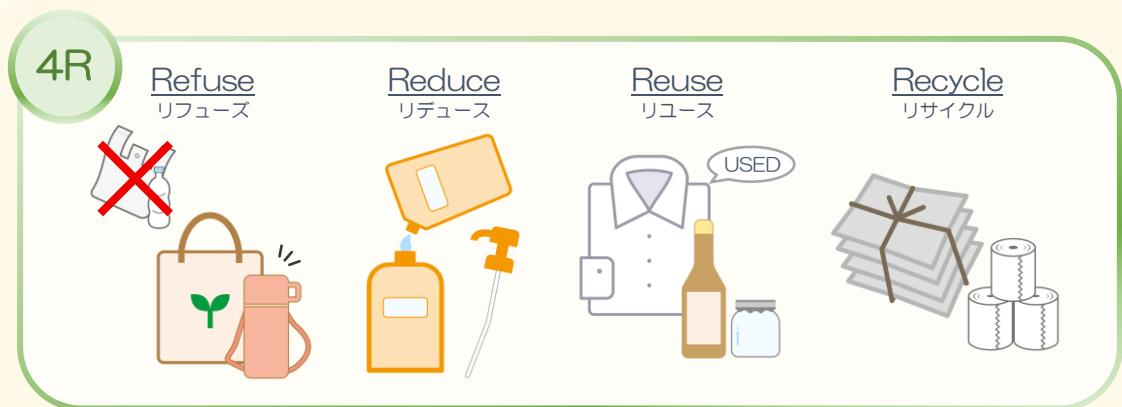
市民・事業者・行政が協働しながら、気候変動対策（緩和・適応）を推進します。



(3) 資源循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする社会経済システムから、資源を可能な限り循環させて使い続けることで環境負荷を最小限に抑える社会経済モデルへの転換が求められています。

市民・事業者・行政が協働しながら、廃棄物の発生回避（リフューズ）・発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の4Rを推進し、資源が循環する循環型社会の構築を目指します。



(4) 持続可能な社会の担い手づくり

気候変動・資源循環・自然共生などの環境保全が単に自然を守るだけでなく、わたしたちの健康や生活の質の向上にも直結するという意識を育むことが重要であり、市民一人ひとりの環境意識の醸成並びに行動変容を促していくことが求められています。

市民・事業者・行政の多様な取組をつなげ、大きな輪にしていきます。また、環境教育をはじめとする普及・啓発などを通し、持続可能な社会の担い手づくりを目指します。



第3章 施策の展開

1. 各主体の基本的な役割

本市の目指す環境像を達成する上で、各主体がそれぞれの役割を積極的に果たし、互いに連携して成果を積み上げていく必要があります。各主体の主な役割は以下に示すとおりです。



行政の役割

■環境行動の率先的実行

計画推進を先導するために、率先して環境行動を実践します。

■市民・事業者・行政のパートナーシップ形成

市民・事業者との協働を深め、実践するための仕組みづくりを行います。

■他機関との連携

国や県、近隣の自治体など関係機関と相互に共同歩調をとりながら、環境施策を広域的に推進します。

■情報の発信

地域の環境情報を公開するとともに、市民や事業者が環境行動を実践していくうえで必要となる情報などを積極的に提供していきます。

市民の役割

■主体的な取組の推進

環境対策を行政だけの取組にとどめることなく、地域や市民団体などと協働しながら主体的な活動を進めていきます。また、積極的に環境に関するイベントなどに参加し、環境に関する理解を深めていきます。

■ライフスタイルの見直し

毎日の暮らしの中で、省エネ行動や4Rを実践し、環境負荷の少ないライフスタイルに転換していきます。

■身近な環境の保全

海辺、湖沼、ため池、河川、公園など、身近な地域の環境を守り育てていきます。

■未来への投資

省エネ家電・断熱改修・再エネ発電設備の導入検討など、環境に配慮した製品を積極的に選択し、暮らしと環境の質を同時に高めていきます。

事業者の役割

■環境保全の推進

環境関連法令に基づく基準などを遵守し、省エネや再エネの推進をはじめ、環境に配慮した事業活動に日々改善を図ります。

■関係機関（地域・消費者・他企業など）との連携

環境保全に関する取組を消費者や他企業と連携して広げるとともに、事業活動の内容などについて積極的な情報公開を実践します。

■環境改善を切り口とした事業展開

環境保全技術の開発や環境に配慮した製品の開発・導入・販売促進など、環境改善を切り口とした事業展開を積極的に進めます。

■身近な環境の保全

海辺、湖沼、ため池、河川、公園などの清掃・美化活動といった身近な地域の環境保全活動を積極的に行います。

2. 施策の体系

本計画で掲げる基本目標を達成するための基本施策を以下に示すよう体系づけ、市民・事業者・行政が協働して施策を展開します。

【施策体系】



3. 施策内容

基本目標① 安心・安全で自然と共生する環境の保全・創出

(1) 大気環境の保全



● 現状と課題

- 本市では、昭和40年代に深刻な大気汚染が生じましたが、その後、本市及び県、主要企業が協力して対策を進め、現在は年間を通じておおむね環境基準を達成しています。一方で、光化学オキシダントは全ての測定局で環境基準を達成しておらず、有害大気汚染物質（ヒ素及びその化合物）は指針値に適合していません。今後も、県と連携して常時監視と発生源対策を着実に進めるとともに、野焼きなどの未然防止・指導にも引き続き取り組みます。

● 目標指標

- 良好な大気環境を確保するために、大気汚染に関する環境基準を達成します。

環境指標	基準年度	基準値	目標値 (令和15年度)
大気における環境基準達成項目割合*	令和6年度	86.4% (19/22項目)	100% (22/22項目)

*大気汚染に関する環境基準を達成している項目数／大気汚染に関する環境基準全ての項目数×100

【大気の環境基準達成状況（令和6年度）】

測定局名称	測定項目						計
	SO ₂	SPM	NO _x	CO	O _x	PM2.5	
日比	○	○	○		×		
向日比1丁目	○		○				
日比2丁目	○	○					
後閑	○	○					
向日比2丁目	○	○					
用吉				○	×		
宇野	○	○	○		×	○	
渋川	○	○	○				
測定項目計	7	6	4	1	3	1	22
達成項目計	7	6	4	1	0	1	19
達成割合	100%	100%	100%	100%	0%	100%	86.4%

○：達成 ×：未達成

*測定局・測定項目の詳細は「資料編-17」以降に記載しています。

●取組内容

◆市の施策◆

■ 大気汚染防止対策の推進

本市の大気汚染の状況や自動車からの排出物質を引き続き監視・公表し、大気汚染防止に努めます。また、県が公表している有害大気汚染物質測定結果を踏まえ、県と協力しながら発生源対策を進めていきます。これらに加え、本市の大気に影響を及ぼすおそれのある大規模開発などについては、関係機関との連携を図り、適切な対策を求めていきます。

■ 公害防止対策の推進

市内主要企業との環境保全協定の締結や運用を進めるとともに、快適な大気環境の確保のため、事業者による自主的な公害防止対策を推進します。

■ 悪臭防止対策の推進

悪臭発生源に対する指導・監視を行い、悪臭防止対策を推進します。

◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- 自転車や公共交通機関の利用、徒歩に努め、できる限り自動車の利用を減らしましょう。
- 自動車を運転する際は、ふんわりアクセルや減速時は早めにアクセルを離すなどのエコドライブに努めましょう。
- 自動車を購入する際は、車両のダウンサイ징や次世代自動車への転換に努めましょう。
- ごみの野焼きは行わないようにしましょう。（原則禁止）

〈事業者〉

- ばい煙発生施設の適切な維持管理を徹底しましょう。
- 自動車を運転する際は、ふんわりアクセルや減速時は早めにアクセルを離すなどのエコドライブに努めましょう。
- 自動車などを購入する際は、ダウンサイ징や次世代自動車への転換に努めましょう。
- 環境保全協定を締結するなど、自主的な公害防止対策に努めましょう。
- 臭気対策施設を設置するとともに、適切に維持管理し、悪臭対策に努めましょう。

●光化学オキシダントとは

光化学オキシダントとは、工場や車から出る窒素酸化物や炭化水素が、太陽の光などの紫外線により光化学反応して生成される汚染物質です。濃度が高くなると、目や喉に刺激を与え、目がチカチカする、喉が痛いなど、人の健康に影響するほか、農作物などの植物に対しても悪影響を与えます。

光化学オキシダントについて、環境基準の設定以降、環境基準の達成率は全国的にほぼ0%ですが、これまでに多くの科学的知見が蓄積されてきています。また、光化学オキシダントは、植物の二酸化炭素吸収を阻害することから、気候変動の観点からも影響が懸念されています。このような状況を踏まえ、環境省は、健康影響に係る環境基準の再評価と植物影響を勘案し、光化学オキシダントの新たな環境基準案を示しています。

● 現状と課題

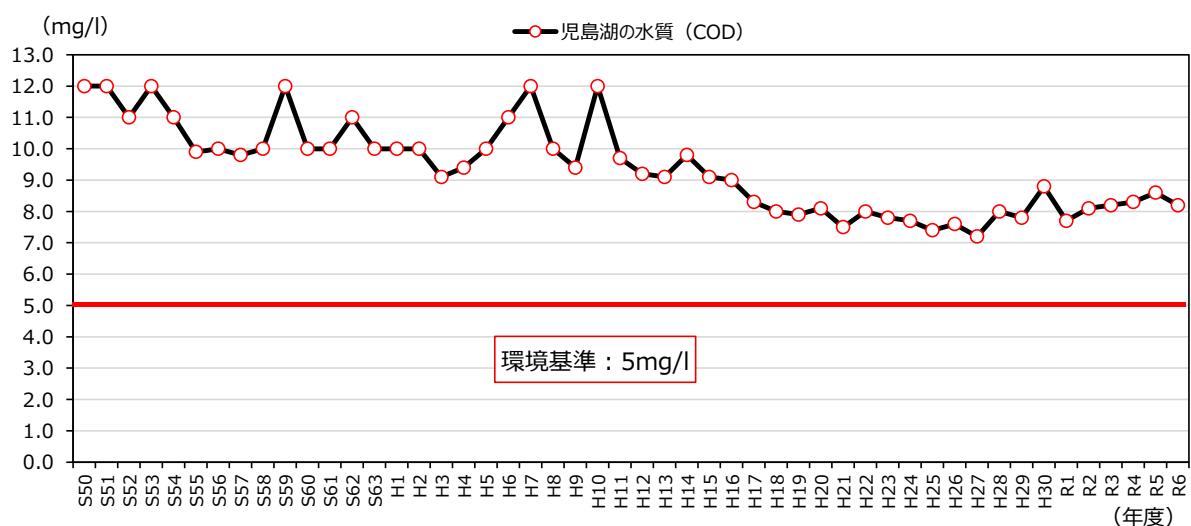
- 水環境について、下水道の普及率が高いことに加え、生活雑排水処理率も高い水準で推移しており、主要工場などの公害対策も進んでいるため、市内河川などの水質は改善されています。一方で、閉鎖性水域である児島湖では、COD・全窒素・全リンが依然として環境基準を上回っており、児島湾及び備讃瀬戸においてもCODに関する課題が残っています。このため、今後も、国・県・流域市町と連携して定期測定・公開を行い、水質のさらなる改善に努めます。

● 目標指標

- 児島湖の水質改善を目指すために、県の目標に準拠した指標を設定します。また、本市の公共用水域の水質改善を目指すために、玉野市一般廃棄物処理基本計画に準拠した指標を設定します。

環境指標	基準年度	基準値	目標値 (令和15年度)
児島湖の水質 (COD)	令和6年度	8.2mg/L	県の目標に準拠
生活雑排水処理率	令和6年度	94.7%	97.6%以上

【児島湖の水質 (COD) の推移】



※児島湖での水質測定は「児島湖湖心」及び「児島湖樋門」の2か所で実施しており、COD濃度が高い値を採用しています。

※詳細は「資料編-26」に記載しています。

●取組内容

◆市の施策◆

■公共用海域の常時監視・浄化対策の推進

本市が実施している河川や池などの水質測定・公表を継続し、水質汚染の状況把握や水質保全の啓発に努めます。また、市内の河川のしゅんせつやため池の維持管理など、水環境の保全を図っていきます。県が水質測定などを実施している児島湖や児島湾・備讃瀬戸については、環境基準を超過している地点もあるため、県や関係市町と連携して、水環境の保全に努めます。

■排水対策の推進

下水道水洗化の促進（早期接続の働きかけや普及啓発）を図るとともに、下水道未整備地区に対しては、合併処理浄化槽の設置補助を行います。また、家庭・事業所へ情報提供を行い、生活排水対策を推進します。

■汚水の適正処理の推進

汚水を適正に処理するために、下水道管渠やポンプ場、終末処理場、し尿処理施設の適切な維持管理を徹底します。

◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- 公共下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。
- 公共下水道の計画区域外では、合併処理浄化槽を設置し、定期的に水質検査を行うとともに、適正な維持管理をしましょう。
- 家庭でできる生活排水対策や廃食用油の分別回収を実践しましょう。

〈事業者〉

- 公共下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。
- 公共下水道の計画区域外では、合併処理浄化槽を設置し、定期的に水質検査を行うとともに、適正な維持管理をしましょう。
- 有害物質を含む排水は、排水処理施設を適切に管理し、確実に処理しましょう。

【本市が実施している水質調査の状況】

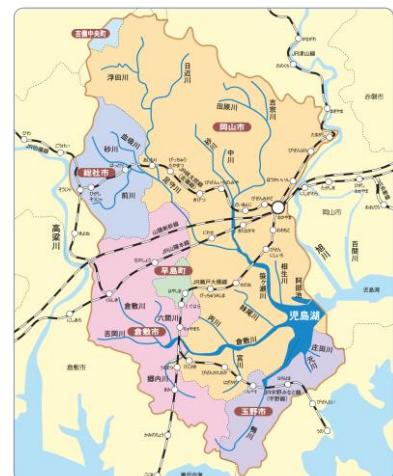


●児島湖について

児島湖は、岡山平野南部に広がる淡水湖であり、1959年に児島湾の湾奥を締切堤防により締め切って造られた人工湖として誕生しました。用水確保や塩害の一掃に寄与した一方、人口の増加や産業活動の活発化に伴い、生活排水や産業排水の流入量が増大し、水質汚濁の問題が顕在化しました。生活排水対策が進むにつれ、長期的にみて水質は緩やかに改善されていますが、近年は横ばい傾向となっています。

玉野市は流域の一部を占めており、本市においても、下水道や合併処理浄化槽の整備、ヨシ原の適正管理、道路清掃や流域清掃大作戦などを実施し、県や他市町と連携して、水質改善と生態系の保全に取り組んでいます。

【児島湖の流域図】



出典：「児島湖ハンドブック（2025（令和7）年3月、岡山県）」

●PFOS・PFOAについて

PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及びPFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、PFASの一種です。

PFASとは、主に炭素とフッ素からなる化学物質の総称であり、1万種以上の物質があるとされています。PFASの中には独特の性質（水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い等）を持つものがあり、幅広い用途で使用されています。

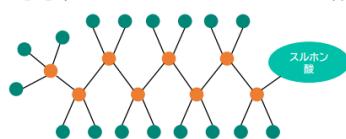
その中で、PFOS 及び PFOA は、環境中で分解されにくく、環境中での残留性や健康影響の懸念から、2009 年以降、国際的に規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されています。

環境省では、2020（令和2）年に水道水や環境中の水の目標値を定め、飲み水からの摂取を防ぐ取組を進めています。

本市水道事業では、継続的にPFOS及びPFOAの検査をしていますが、これまでに、全て基準値(PFOSとPFOAの合計で0.00005mg/l)未満の結果となっています。

【PEOS・PEOA の概要】

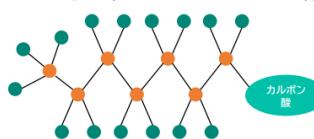
PEOS(ペルフルオロオクタノンフルオロ酸)



主觀用論

主な用途

PEOA(ペルコルオキシタノ酸)



主觀用語

フッ素ポリマー加工助剤 界面活性剤など

性质

難分解性・生物蓄積性・人及び動植物に対する慢性毒性

・ストックホルム条約(POPs条約)の廢絶等の対象物質

規制等の状況

- ・ 国内法(化学物質審査規制法)に基づき、新たな製造・輸入等を原則禁止
- ・ 水道水や河川・地下水等の水質の暫定目標値を設定し、飲用水としての安全を確保

出典：「環境省本一／ページ」(<https://www.evn.go.jp/water/pfas.html>)」

(3) 快適な生活環境の確保



● 現状と課題

- 騒音・振動について、本市では騒音規制地域及び振動規制地域を指定しています。また、本市内の主要道路4か所において自動車騒音・道路交通振動の調査を2011（平成23）年度から行っており、全て要請限度以下となっています。今後も、工場・事業所、建設作業及び自動車から発生する騒音・振動の監視を行い、快適な生活環境の維持に努めます。
- 環境美化活動について、本市ではクリーン作戦や市内各地のパトロールを行うとともに、「ポイ捨て防止に関する条例」に基づく市民への環境美化の意識啓発を続けていますが、ごみのポイ捨てや不法投棄は依然として課題となっています。このため、市民一人ひとりの環境美化意識の醸成を図るため、啓発・指導活動を継続して努めます。
- 市民から寄せられる相談について、公害に関する相談はその多くが大気汚染と騒音に関する内容となっています。また、生活環境に関する相談は、ごみの捨て方に関するなどを除くと、大部分が動物（犬・猫）と不法投棄に関する内容となっています。これら市民の身近な困りごとに対して、丁寧な対応を行うとともに、快適な生活環境の確保に努めます。

● 目標指標

- 今後も快適な生活環境を確保するために、以下の指標を設定します。

環境指標	基準年度	基準値	目標値 (令和15年度)
自動車騒音・道路交通振動 の要請限度以下達成率	令和6年度	100% (4/4地点)	100% (4/4地点)

※詳細は「資料編-32」に記載しています。

【本市が実施している自動車騒音・振動調査の状況】



●取組内容

◆市の施策◆

■ 道路交通騒音・振動対策の推進

自動車交通騒音・振動の測定を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して、騒音・振動の防止に努めます。

■ 工場・事業場の騒音・振動対策の推進

工場や建設工事から発生する騒音・振動について、住民の生活環境を保全するため、届出の審査や必要に応じて指導を行います。

■ 環境美化の推進

「ポイ捨て防止に関する条例」に基づく啓発やクリーン作戦などの取組を通じて、市民一人ひとりの美化意識の向上を図ります。また、広報誌・ホームページ・SNSにおける発信を工夫し、継続的な情報提供と環境美化活動の参加を促進します。これらに加え、ポイ捨て・不法投棄防止パトロールなど、市民などが実施する地域の清掃活動について広く周知するなど、その活動を支援します。

■ ごみステーションの適切な維持管理の促進

市内には、約1,000か所のごみステーションがあり、市民による適切な維持管理（清掃・点検・修繕など）を促進するため、補助制度や情報提供を継続します。

■ 空き家対策の推進

所有者などに対して空き家の適正管理を働きかけるとともに、流通・利活用の促進、除却に対する支援などを行い、空き家による景観悪化などの防止に努めます。

◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- 自動車を運転する際は、不要なクラクションや急発進・空ぶかしをしないようにしましょう。
- 音響機器の音で近隣に迷惑をかけないよう、使用時間帯や音量に気をつけましょう。
- ペットを飼うときは、隣人や地域に迷惑をかけないようにしましょう。
- エアコンの室外機などは、隣家に配慮した位置に設置しましょう。
- 自宅やその周辺の清掃に努めましょう。
- 地域の環境美化活動に参加しましょう。
- ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
- 円滑な分別収集のため、ごみステーション利用のルールを守りましょう。

〈事業者〉

- 事業活動による騒音・振動などの発生には十分注意しましょう。
- 商業宣伝などで拡声器を使用する場合は、使用時間帯や音量に配慮しましょう。
- 建設工事の際は、低騒音型・低振動型機械の使用や防音壁の設置など、騒音・振動の防止に努めるとともに、近隣へ工事内容を説明しましょう。
- 事業場やその周辺の清掃に努めましょう。
- 地域の環境美化活動への参加や協力に努めましょう。

(4) 自然と共生する環境の創出



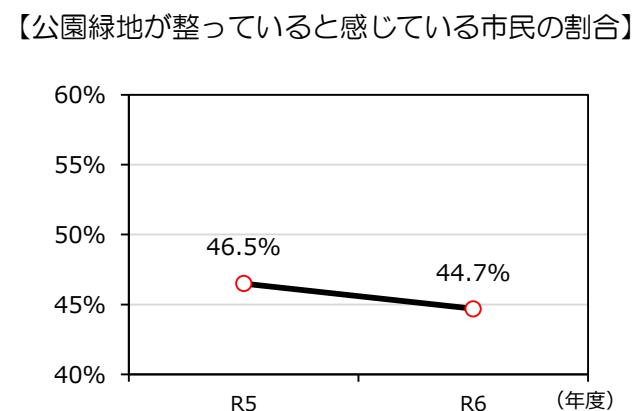
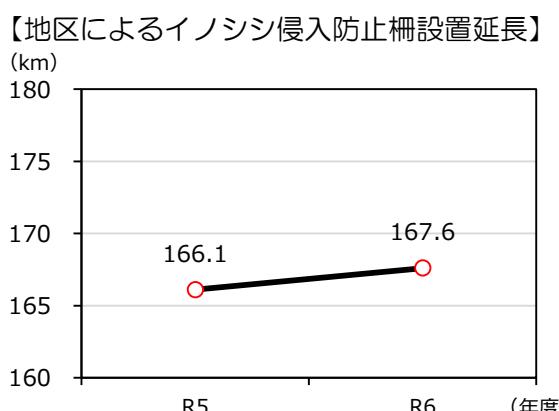
● 現状と課題

- 近年、生物多様性と生態系サービスの状況は世界的に悪化しているため、自然の損失を止め、プラスに反転させていく「ネイチャーポジティブ（自然再興）」という考え方方が求められています。県では、希少野生動植物の保護や生物多様性の保全に向けた取組を進めており、本市においても自然共生型社会の構築に向けた意識啓発や機運醸成を図っていく必要があります。
- 本市では、外来生物（セアカゴケグモなど）の定着や野生鳥獣（イノシシなど）による鳥獣被害が確認されているため、関係機関と協力しながら対策を進めていく必要があります。
- 本市は、東西44kmに及ぶ海岸線と多島美に恵まれた自然環境や自然林と池沼が連なる深山公園などの豊富な観光資源に恵まれています。これらを地域資源と捉え、今後もより多くの市民が自然とふれあうことのできる場や機会を充実していくことが必要です。
- 王子が岳を中心とする山並みの眺望と県下最大の美しい砂浜が続く渋川海岸は、県内でも特に優れた景観を誇っているため、「岡山県景観計画（2008（平成20）年4月、岡山県）」において、「渋川・王子が岳」が景観モデル地区に指定されています。このため、県と協働しながら景観形成を図っていく必要があります。

● 目標指標

- 野生鳥獣による鳥獣被害の防止を図り、自然と共生する環境の創出を目指すために、総合計画に準拠した指標を設定します。
- 快適で質の高い自然とふれあえる憩いの場の提供を目指すために、総合計画に準拠した指標を設定します。

環境指標	基準年度	基準値	目標値 (令和15年度)
地区による イノシシ侵入防止柵設置延長	令和6年度	167.6km	▶ 174.5km以上
公園緑地が整っている と感じている市民の割合	令和6年度	44.7%	▶ 55.0%以上



●取組内容

◆市の施策◆

■ 生物多様性の保全促進

県が実施している希少野生動植物の保護やレッドデータブックの作成状況などに関する普及啓発を行い、市民の生物多様性の保全に係る理解を深めるよう努めます。開発行為が行われる場合は、自然保護に配慮するよう対応します。

■ 外来生物対策の推進

外来生物の生息実態を把握するとともに、外来生物の移植・移入の防止及び防除に関する普及啓発を行います。外来生物による生態系への影響や農林水産業などへの被害についても、関係部署と連携し、対応を検討します。

■ 鳥獣被害対策の推進

イノシシなどによる農業被害や市街地への出没を減少させるため、関係機関と連携しながら、防護柵の設置やイノシシの捕獲数の調整を図るなど、鳥獣被害対策を推進します。

■ 自然をいかした観光振興

本市の恵まれた自然環境や豊富な観光資源を活用した持続可能な観光振興を推進します。

■ 自然とふれあえる場の提供

自然林と池沼が連なる深山公園など、自然とふれあうことのできる公園について、魅力向上を図り、より快適で質の高い憩いの場となるよう推進します。

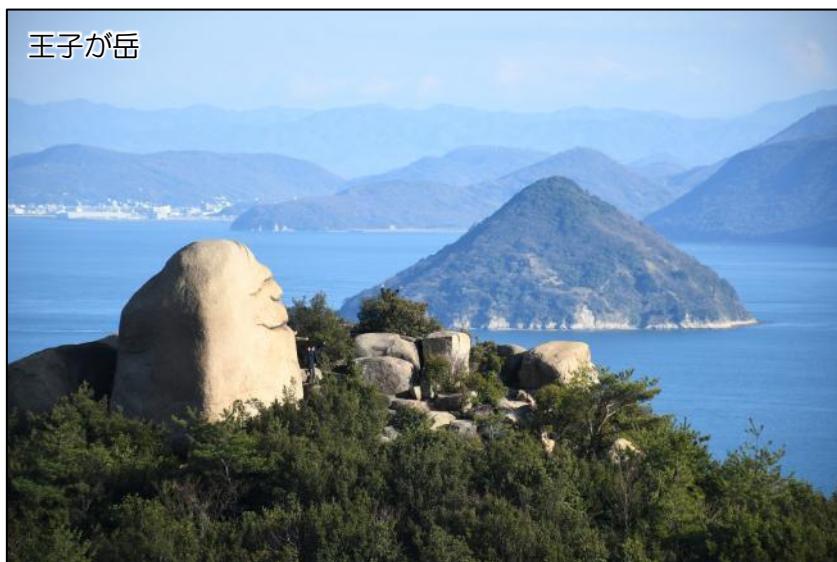
■ 森林の適切な整備の推進

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「玉野市森林整備計画」に基づいた森林整備を推進します。

■ 自然景観の保全

景観モデル地区である「渋川・王子が岳」をはじめとする本市の風光明媚な自然景観の保全を推進します。

王子が岳



◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- 農耕地や草地、山林など、様々な環境を有する里山の適切な管理を行い、生態系や種の多様性を維持することに努めましょう。
- 希少な動植物を採取しないようにしましょう。
- 生物多様性の保全についての認識を深め、自然環境の保護に努めましょう。
- 外来生物問題についての認識を深め、外来生物の遺棄、放逐、植栽を行わないようにしましょう。
- 積極的に自然とふれあう機会をつくりましょう。
- 森林の有する機能についての認識を深め、森林保全につながるような行動に努めましょう。

〈事業者〉

- 各種開発を行う際は、地域住民の意見を聞く機会を設け、野生生物の生息・生育環境の保全に配慮しましょう。
- 生物多様性の保全活動への参加や支援に努めましょう。
- 外来生物の販売業者は、適切な飼育や栽培方法についての啓発に努めましょう。
- 農業事業者は、イノシシなどの有害鳥獣についての認識を深め、鳥獣被害対策に努めましょう。
- 市民が参加できる自然体験活動などの場の提供に努めましょう。
- 各種事業の実施に際しては、森林・縁地をできるだけ保全するなど、市民が自然とふれあう場の確保に努めましょう。
- 各種事業の実施に際しては、自然景観との調和に配慮しましょう。

●生物多様性と生態系サービスについて

地球環境とそれを支える生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴史の中で、つくられたかけがえのないものです。そうした生物多様性はそれ自体に大きな価値があり、保全すべきものです。そして、私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられていますが、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。

生態系サービスを経済的に評価し、「自然」の重要性の認識に役立てようとする「生態系と生物多様性の経済学 (The Economics of Ecosystem and Biodiversity)」の英語の頭文字をとった「TEEB」では、生態系サービスを「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「生息・生育地サービス」の4つに分類しています。

【生態系サービスの4つの分類】



供給サービス
(例: 食料)



調整サービス
(例: 花粉媒介)



生息・生育地サービス
(例: 生息環境)



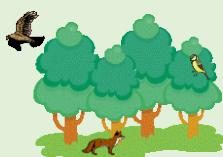
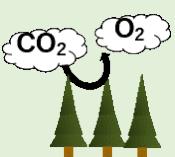
文化的サービス
(例: レクリエーション)

出典:「自然の恵みの価値を知る-生物多様性と生態系サービスの経済的価値の評価- (環境省)」

●森林の有する多面的機能について

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深く関わっています。これらの機能を発揮することで、国民生活に様々な恩恵をもたらします。

【森林の有する多面的機能】

生物多様性保全	地球環境保全	土砂災害防止・ 土壌保全	水源涵養
<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子保全 ・生物種保全 ・生態系保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素吸収 ・化石燃料 代替エネルギー 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面侵食防止 ・表層崩壊防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水緩和 ・水資源貯留 ・水質浄化 
快適環境形成	保健・ レクリエーション	文化	物質生産
<ul style="list-style-type: none"> ・気候緩和 ・大気浄化 ・快適生活環境形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・保養 ・行楽、スポーツ、 つり 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観、風致・教育 ・宗教、祭礼・芸術 ・伝統文化 ・地域の多様性 	<ul style="list-style-type: none"> ・木材 (建築材、燃料材等) ・食料 (きのこ、山菜等) 

出典：「森林の有する多面的機能について（林野庁）」を参考に作成



基本目標②

気候変動対策(緩和・適応)

(1) 緩和策の推進



● 現状と課題

- このまま地球温暖化が進行すると、氷河の融解や海面水位の上昇、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康などの影響といった、人間の生活や自然の生態系に様々な影響を及ぼすことが予測されています。市民・事業者・行政が協働しながら、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制（「緩和」）を進めることが求められています。
- 県では、2020（令和2）年7月に「2050年カーボンニュートラル」を表明しています。また、温室効果ガス排出量を、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で39.3%削減することを目標としており、2021（令和3）年度時点で24.6%削減しています。
- 2021（令和3）年2月に本市を含めた県内の13市町で構成される岡山連携中枢都市圏により「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」が表明されており、脱炭素に係る啓発事業や好取組事例の共有などの取組を進めています。今後も各市町で連携を図りながら脱炭素化を進めいく必要があります。
- 本市では、2024（令和6）年3月に「玉野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しており、温室効果ガス排出量を、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で41.8%削減することを目標としています。本市の温室効果ガス排出量は、省エネ化の推進や再生可能エネルギー設備の普及拡大により、減少傾向で推移し、2021（令和3）年度時点で28.4%削減（2013（平成25）年度比）しています。

● 目標指標

- 温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素社会の構築を目指すために、玉野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に準拠した指標を設定します。

環境指標	基準年度	基準値	計画目標 (令和12年度)
市域から排出される 温室効果ガス量 (平成25年度: 1,117千t-CO ₂)	令和3年度	800千t-CO ₂ 28.4%削減 (平成25年度比)	651千t-CO ₂ 41.8%削減 (平成25年度比)
市の事務事業から排出される 温室効果ガス量 (平成25年度: 20,397t-CO ₂)	令和6年度	13,333t-CO ₂ 34.6%削減 (平成25年度比)	8,159t-CO ₂ 60.0%削減 (平成25年度比)
再生可能エネルギー設備の導入	令和5年度	70.2MWの 太陽光発電設備	127.3MWの 太陽光発電設備

※詳細は「資料編-34～36」に記載しています。

●取組内容

◆市の施策◆

■省エネルギーの推進

日常生活において、節電や可能な限り自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するなどの省エネ行動を推進します。また、省エネ機器の導入や建築物の省エネ化、電気自動車など環境負荷の少ない次世代自動車への転換を推進します。

■再生可能エネルギーの普及促進

日照時間が豊富である地域特性を踏まえ、太陽光を中心とした再生可能エネルギーの普及を促進します。また、再生可能エネルギーを最大限活用することや非常用電源を確保するため、蓄電システムの普及もあわせて促進します。

■化石燃料の代替エネルギーの利活用

現在、本市が実施している廃食用油の回収及びバイオディーゼル燃料（BDF）化を継続して実施できるよう努めるとともに、その他の化石燃料の代替エネルギーの利活用を検討します。

■環境に優しいライフスタイルや事業活動の促進

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の実践を促進し、脱炭素型のライフスタイルや事業活動への転換を推進します。

■脱炭素型まちづくりの推進

公共交通を軸に複数の拠点が連携するコンパクトでネットワーク化された都市づくりを推進し、公共交通機関の利用を促進します。

●超急速EV充電システムの導入

市内事業者の協力により、2025（令和7）年11月10日に、超急速EV充電システムである「EVチャージステーション」が道の駅みやま公園内に開設されました。

地域住民や観光などで遠方から訪れるEV利用者の利便性向上を図り、電気自動車への転換促進が期待されます。

【道の駅みやま公園内のEVチャージステーション】



◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- 日常生活での省エネルギー・エコドライブの実践など、省エネ行動を実践しましょう。
- 自動車から自転車、公共交通機関など環境にやさしい乗り物へ転換しましょう。
- 古布や廃食用油の収集に協力しましょう。
- 住宅の断熱化や省エネ性能の高い家電・次世代自動車の選択など、省エネ機器への転換に努めましょう。
- 地元でとれた農林水産物を積極的に購入するよう努めましょう。
- 環境家計簿などを活用し、二酸化炭素排出量の把握や削減に努めましょう。
- 太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーを活用したシステムを、廃棄・更新時の回収や再資源化まで考慮して導入しましょう。
- 地球温暖化防止の意義や目的についての理解を深めましょう。

〈事業者〉

- 省エネ診断を受けるなど、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握や削減に努めましょう。
- 建物の断熱化や空調の省エネルギー化など、省エネルギー設備の導入に努めましょう。
- 自動車から自転車、公共交通機関など環境にやさしい乗り物へ転換しましょう。
- 次世代自動車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践に努めましょう。
- 地産地消の推進に協力しましょう。
- 太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーを活用したシステムを、廃棄・更新時の回収や再資源化まで考慮して導入しましょう。
- 地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの利活用に協力しましょう。
- 事業活動と関連のある地球温暖化防止に関する情報提供や普及啓発に協力しましょう。



●デコ活とは

デコ活とは、二酸化炭素を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を組み合わせた「デコな活動、生活」を意味する言葉です。2050年カーボンニュートラルと2030（令和12）年度の国の削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容やライフスタイルの転換を強力に後押しすることを目的とした国民運動のことをいいます。

衣食住にわたる国民の将来の暮らしの全体像である「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を明らかにし、具体的なアクションを提案しています。また、自治体・企業・団体などの参加の下、脱炭素化による豊かな暮らし創りに向けた取り組みを展開し、新たな消費・行動を喚起するとともに、国内外における脱炭素型製品・サービスの需要創出にもつなげていくことを狙いとしています。

【脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後】



【デコ活アクション一覧】

分類	アクション		
まずはここから	住	電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)	（
	住	こだわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)	）
	食	感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べ切り、食材の使い切り)	カ
	職	つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)	ツ
ひとりでにCO ₂ が下がる	住	高効率の給湯器、節水のできる機器を選ぶ	
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ	
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる	
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッショனに取り組む	
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する	
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ	
	移	できるだけ公共交通・自転車・歩くで移動する	
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う	
	住	宅配便は一度で受け取る	

出典：「『デコ活』～くらしの中のエコ～」
(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動) ウェブサイト（環境省）」

(2) 適応策の推進



● 現状と課題

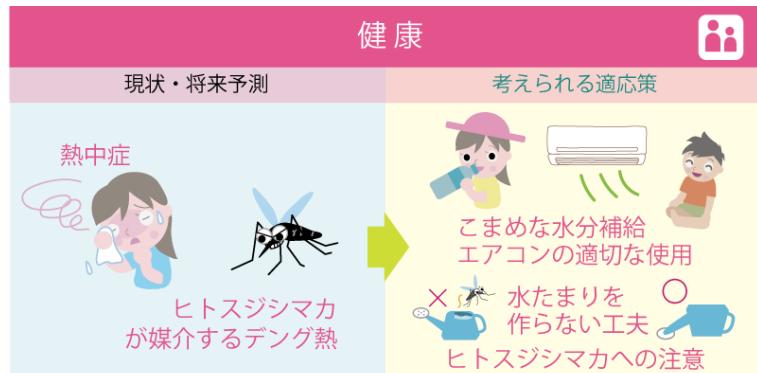
- 現在、猛暑や局地的な豪雨の発生頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が生じています。このため、市民・事業者・行政が協働しながら、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制（「緩和」）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」にも同時に取り組んでいくことが求められています。
- 本市では、2024（令和6）年3月に「玉野市気候変動適応計画」を含めた「玉野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しており、農林水産業や自然災害、健康などに関する適応策を推進しています。

● 気候変動における「適応策」とは

地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの削減や吸収対策を最大限進め、気候変動の「緩和」が進んだとしても、効果が現れるには長い時間がかかります。

豪雨や台風などの突発的事象だけでなく、平均気温上昇に伴う熱中症リスクの増加といった気候変動の影響は完全には避けられません。このため、暑熱対策や防災・早期警報の充実、農業の品種・作付けの見直し、インフラの耐災害性の向上、都市の緑化・水資源管理といった「適応策」を実施し、気候変動に「適応」することが必要不可欠となっています。

【個人でできる適応策（一例：健康分野の影響と適応策）】



【事業者としての適応策（一例：農林水産業の影響と適応策）】



出典：「気候変動適応情報プラットフォーム（国立研究開発法人国立環境研究所）」

● 目標

- 気候変動の影響による被害の回避や軽減を目指します。

●取組内容

◆市の施策◆

■持続可能な農林水産業の推進

国・県などが実施する支援施策を活用し、就農者の確保・育成を図るとともに、県や漁協と連携し、藻場の再生・造成に取り組むことで、水産資源の安定的な確保を図るなど、持続可能な農林水産業の実現を目指します。

■自然災害対策の推進

風水害や地震・津波などによる被害の未然防止のため、公共施設や住宅・建築物などの耐震化・長寿命化、防災施設やライフラインの整備・機能強化、治山・流域治水対策を進めます。また、防災出前講座や防災教育・防災訓練を実施し、市民の防災意識の醸成を図り、地域防災力の向上を目指します。

■熱中症や感染症といった健康被害への対策の推進

熱中症警戒アラートを活用した注意喚起やエアコンの適正利用など、熱中症予防行動の普及啓発に取り組みます。また、熱中症による健康被害を防止するため、「熱中症特別警戒アラート」発表時に誰でも気軽に暑さをしのぎ、休憩できる場所である「クーリングシェルター」の設置・公表を進めます。これらに加えて、感染症に関する正しい情報を発信・周知し、感染症発生の予防とまん延の防止に努めます。

◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- 地元でとれた農林水産物を積極的に購入するよう努めましょう。
- 防災出前講座や防災教育・防災訓練に積極的に参加するなど、自然災害に備えた備蓄をはじめとする事前対策に取り組みましょう。
- 熱中症対策のために水分、塩分をこまめにとりましょう。また、熱中症特別警戒アラートが発表されている間は不要不急の外出をしないようにするなど、熱中症予防行動に努めましょう。
- 「デコ活」を積極的に実践しましょう。
- 気候変動による影響について理解を深めましょう。

〈事業者〉

- 地元でとれた農林水産物を積極的に購入するよう努めましょう。
- 防災出前講座や防災教育・防災訓練に積極的に参加するなど、自然災害に関する理解を深めましょう。
- 事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておくBCP（事業継続計画）を策定・運用しましょう。
- 熱中症のおそれのある者に対する処置の手順や関係者への周知方法を定めるなど、熱中症対策の体制を整備した上で事業活動を行いましょう。また、休憩場所の整備や水分・塩分の摂取、従業員の健康状態の確認、熱中症に対する教育など、熱中症予防対策を図りましょう。
- 「デコ活」を積極的に実践しましょう。
- 気候変動による影響について理解を深めましょう。

基本目標③ 資源循環型社会の構築

(1) ごみの4Rの推進



● 現状と課題

- 2024（令和6）年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする一方通行型の線形経済から、資源を可能な限り循環させて使い続けることで環境負荷を最小限に抑える循環経済（セキュラーエコノミー）への移行を推進することが明記されました。
- 本市では、2024（令和6）年3月に「玉野市一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、1人1日当たりごみ総排出量・資源化率・最終処分量の目標値を定めています。2024（令和6）年度時点で、1人1日当たりごみ総排出量は958.5 g/人・日、資源化率が12.1%、最終処分量が3,570 t/年となっています。
- 2022（令和4）年度からは家庭系ごみの有料化を開始し、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は有料指定袋に入れて排出することとしています。また、家庭から処理施設へのごみの持ち込みや事業活動により生じたごみについても有料としています。これにより、前年度までの1人1日当たりごみ総排出量と比較して、約100 g/人・日削減されたものの、さらなるごみ減量化・資源化が必要となっています。

● 目標指標

- ごみの4Rを推進し、ごみの減量化・資源化を目指すために、玉野市一般廃棄物処理基本計画に準拠した指標を設定します。

環境指標	基準年度	基準値	計画目標 (令和12年度)
1人1日当たりごみ総排出量	令和6年度	958.5 g/人・日	▶ 850.0 g/人・日以下
資源化率	令和6年度	12.1%	▶ 17.2%以上
最終処分量	令和6年度	3,570 t/年	▶ 2,530 t/年以下

※詳細は「資料編-37～38」に記載しています。

●取組内容

◆市の施策◆

■ 発生抑制・排出削減の推進

マイバッグの持参や生ごみの水切り、詰め替え商品や再使用可能な商品を優先的に使用・購入するなど、環境を意識したライフスタイルへの転換を促進するとともに、過剰包装の抑制や使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換、再使用・再生利用できる素材や形状への転換など、環境に配慮した事業活動を促進することで、市民・事業者のごみの発生抑制・排出削減を推進します。

■ 資源化の推進

廃食用油・使用済小型家電のリサイクル促進や生ごみ処理容器の普及啓発、リサイクルプラザの有効活用、店頭回収の促進といった事業者との協力など、ごみの資源化を推進します。また、資源物の効率的かつ効果的な収集・回収方法について検討し、市民のリサイクル機会の増大を目指します。

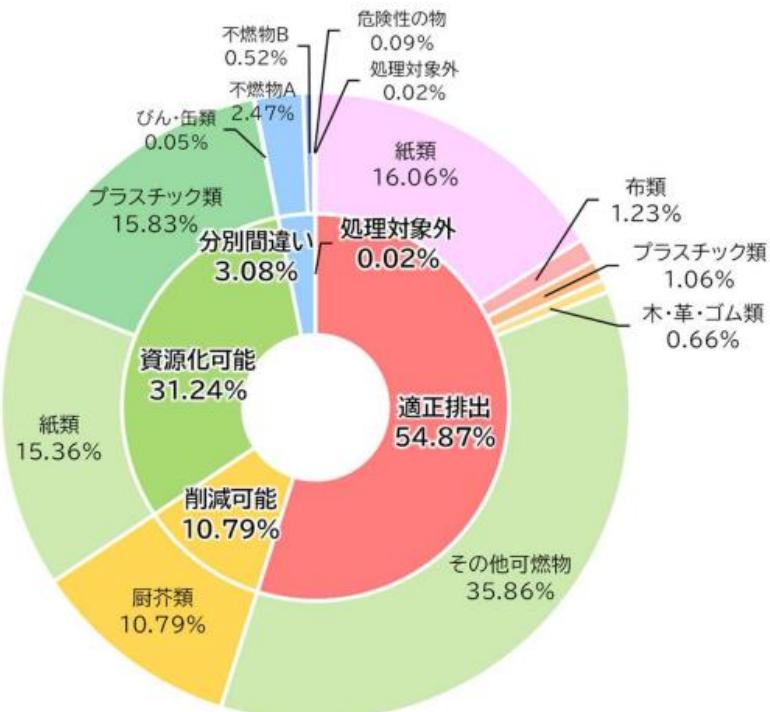
■ 食品ロス削減の推進

食品・食材はきちんと消費し、食べられるものは捨てずに食べることや買い物時における「てまえどり」、会食時における3010運動（乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動）の推進など、食品ロス削減を推進します。

●燃やせるごみの内訳について

本市内の一般家庭から排出されているごみについて、排出状況を把握するために組成調査を実施したところ、適正に排出されたごみが54.87%、食品ロスが10.79%、資源化可能なごみが31.24%、分別間違いや処理対象外が3.10%の結果となっており、さらなる分別徹底の対策が必要となっています。

【本市のごみ組成調査結果（2023（令和5）年度実施）】



出典：「玉野市一般廃棄物処理基本計画（2024（令和6）年3月）」

◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- ごみの排出削減と分別の徹底に努めましょう。
- マイバッグの持参や詰め替え商品の購入、過剰包装を断るなど、ごみの発生抑制に努めましょう。
- 水切りの実施や生ごみ処理機の活用など、暮らしの中でごみの減量化に取り組みましょう。
- 修理できるものは、修理して長く使用しましょう。
- 3010運動の実践など、食品ロスの削減に努めましょう。
- フリーマーケットの活用など、物品の再使用に努めましょう。
- 資源回収活動への協力や店頭回収などを利用するなど、資源のリサイクルに努めましょう。
- リサイクル商品の購入に努めましょう。

〈事業者〉

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を遵守するとともに、廃棄物の減量や資源化に努めましょう。
- レジ袋の削減や詰め替え商品の販売、商品の包装を可能な限り簡素化するなど、ごみの発生抑制に協力しましょう。
- 事務用品などの再使用に努めましょう。
- 製品の長寿命化や修理しやすい構造とするなど、物品の長期使用に配慮しましょう。
- 使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器（リターナブル容器）への転換に努めましょう。
- リサイクル商品の製造や販売など、資源のリサイクルに努めましょう。
- 店頭回収や資源回収の実施など、ごみの資源化に協力しましょう。

【玉野市ごみ分別辞典】



【本市に設置している 使用済小型家電回収ボックス】



(2) ごみの適正処理の推進



● 現状と課題

- 「新岡山県ごみ処理広域化計画（2007（平成19）年3月、岡山県）」において岡山ブロックに位置付けられる2市1町（岡山市、久米南町、本市）では、ごみ処理の広域化について、検討を進めており、2027（令和9）年度から岡山市の現岡南環境センターに建設される広域処理施設で、可燃ごみの処理を行う予定としています。
- 現在、本市の燃やせるごみなどの可燃ごみは、東清掃センターで処理をしていますが、供用開始から40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、広域処理を行うことで効率的・効果的な処理が可能となります。また、本市内で発生したごみを広域処理施設へ運搬するため、東清掃センター敷地内に中継施設を整備し、運用することとしています。



出典：「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業 新施設の概要説明（岡山市）」

● 目標

- ごみの正しい分別・排出ができるまちを目指します。

● 取組内容

◆市の施策◆

■ 適正処理の推進

ごみの適正な排出・分別収集・運搬・処理・資源化ができるよう、市民や事業者へごみの正しい分別・排出方法などの周知を図ります。また、下水道の普及を促進するとともに、し尿・浄化槽汚泥の適切な処理に努めます。

■ 不法投棄の防止

関係機関と連携して、監視カメラの設置や不法投棄防止パトロール、不法投棄防止看板の貸し出しなどを実施し、不法投棄の防止を図ります。

■ 海ごみ対策への協力

瀬戸内海の海ごみ（漂着ごみ・漂流ごみ・海底ごみ）を削減するために、海岸や河川の管理者・国・県などが実施する海ごみ対策に協力します。

●海洋プラスチックについて

世界の海に存在しているプラスチックごみは、1億3,900万トンと推定され、今後さらに増加する見込みです。2050（令和32）年には海洋プラスチックごみの量が魚の総重量を上回ると言われています。また、プラスチックは、紫外線の影響を受けるなどして、小さなプラスチックの粒子となり、5mm以下になったプラスチック（マイクロプラスチック）は自然分解することなく、数百年以上もの間、自然界に残り続けると考えられています。

こうした大量の海洋プラスチックごみは、既に海の生態系に甚大な影響を与えており、このままでは問題がさらに深刻化していくことになります。

2019（令和元）年に開催されたG20大阪サミットでは、2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が各国間で共有され、2021（令和3）年5月現在、87の国と地域が共有しています。

【海洋プラスチックごみが絡まっているウミガメ】



出典：「令和2年版 環境・循環型社会
・生物多様性白書（環境省）」

◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- 「ごみ分別辞典」などを活用し、正しいごみの分別に努めましょう。
- 円滑な分別収集のため、ごみステーション利用のルールを守りましょう。
- ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
- 不法投棄の現場を発見した場合は、関係機関に連絡・相談しましょう。
- 野焼きなどによる焼却処分を行わないようにしましょう。
- 地域の環境美化活動に取り組みましょう。

〈事業者〉

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」といった関係法令に関する理解を深めましょう。
- 市が作成した「事業系一般廃棄物ガイドブック」を活用し、事業系一般廃棄物を適正に処理しましょう。
- 市が実施する事業系一般廃棄物の搬入状況調査に積極的に協力しましょう。
- 排出者責任や拡大生産者責任があることを理解し、廃棄物を適正に処理しましょう。
- 「おかやま廃棄物ナビ」を活用し、産業廃棄物収集運搬業や産業廃棄物処理業の許可を受けている事業者と契約しましょう。
- 産業廃棄物の排出事業者は、「排出事業者処理責任の原則」に基づき、産業廃棄物の適正処理を遵守しましょう。
- 空き地などの土地管理者は、廃棄物を不法投棄されないよう、管理している土地を適正に管理しましょう。
- 地域の環境美化活動への参加や協力に努めましょう。

基本目標④

持続可能な社会の担い手づくり

(1) 環境教育・学習・保全活動の推進



● 現状と課題

- 気候変動対策や資源循環経済システムへの移行、自然再興など、様々な環境課題に直面しており、これらを解決していくためには、市民一人ひとりが気づきや学びを重ねながら、日常の暮らし・働き方・地域活動を、できるところから見直していくことが大切です。本市ではこれまで出前講座の実施や小中学校における環境教育、地域の環境学習活動の支援などを実施してきました。今後も市民一人ひとりが、日常的に環境について気づき、知り、行動に移す機会を可能な限り多く創出することが、持続可能な社会の構築につながります。
- 本市では、ホームページ、広報誌などを通じて、本市だけでなく県の取組など、様々な情報を提供しています。市民一人ひとりが環境について知る・学ぶことやパートナーシップの形成を促進するためには、適切な情報を容易に入手できる仕組みづくりが不可欠となります。持続可能な社会の担い手を育成するため、今後も継続して、環境の状況や地球環境問題の動向などの情報を広く提供します。
- 本市では、これまで児島湖や渋川海岸のクリーン作戦など、環境を守るための市民活動の蓄積があり、これは地域資源として捉えることができます。これらの活動に対し、引き続き支援を行い、環境について知る・学ぶ・守ることができる機会の創出を図っていきます。また、それぞの企業の生産活動に加えて、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、その達成に向けて自主的に環境保全に取り組むことも、環境問題を解決していく上で重要です。

● 目標指標

- 環境教育・学習・保全活動を通じて、持続可能な社会の担い手を育成するために、現状の環境教育の実施件数から増加することを目指した以下の指標を設定します。

環境指標	基準年度	基準値	計画目標 (令和15年度)
ごみ処理施設への見学教育件数	令和6年度	10件	15件以上
その他の環境教育件数	令和6年度	9件	10件以上

【リフレッシュ瀬戸内（2025年7月6日、渋川海岸にて実施）】



●取組内容

◆市の施策◆

■ 地域と一体となった環境教育の推進

環境問題に関する意識を育成するために、本市の特性を活かした環境教育を推進します。また、省資源・省エネルギー・リサイクルといった具体的な環境行動について学ぶ機会を充実します。

■ 市民への環境学習の推進

市民一人ひとりの環境問題への認識を深め、環境に配慮したライフスタイルの実践を促すために、環境に関する講演会や啓発のためのイベントへの参加を促進します。

■ 環境に関する情報周知

市民一人ひとりの環境に対する理解の促進や自主的な環境学習活動への積極的な支援を行うために、大気汚染などの環境調査結果や温室効果ガス排出状況などの環境情報及び本市・県などが取り組んでいる補助事業などの情報をホームページなどで公表します。また、市民一人ひとりにわかりやすく情報を届ける必要があるため、文字のサイズやレイアウトに工夫を凝らします。

■ 市民の環境に配慮した行動の支援

市民の環境に配慮したライフスタイルの確立を支援するため、情報の提供や啓発に努めるとともに、環境に配慮した設備の補助事業を検討・導入します。

■ 事業者が自発的に行う環境保全活動の支援

省資源・省エネルギー・リサイクルなどに関する情報提供や普及啓発などを行い、事業者が自発的に行う環境保全活動を支援します。

■ 市民団体の活動支援

地域団体による美化活動、PTA・子ども会などによる資源回収活動など、ボランティア団体や地域コミュニティによる環境保全活動を促進するために、これらの活動に対する助成、顕彰などの支援を行います。市域にまたがる児島湖については、県や流域市町と連携し、環境美化に取り組む地域団体などへの支援を行います。

■ 施設見学の推進

本市が所有するごみ処理施設をはじめとするインフラ施設について、児童や市民が見学できる機会を広く設け、環境学習の中心とします。



◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- 学校や地域における環境教育・学習に協力・参加し、生活環境や自然環境、気候変動、循環型社会など、環境に関する知識を深めるとともに、環境保全活動の輪を広げましょう。
- 家庭で環境について話し合う機会を持ち、日常的に省資源（物を買うときは、その必要性や廃棄する手間や費用をよく考えるなど）・省エネルギー（外出時には家の照明を消灯するなど）・リサイクル（資源回収活動や店頭回収の活用など）などの具体な取組の実践につなげましょう。
- 積極的に環境情報の収集・活用に努め、環境面への効果だけでなく、経済的効果や社会的効果についても把握するように努めましょう。
- 家庭や職場、学校など、あらゆる場を通じて環境情報の交換に努め、環境に関する知識をみんなで深めましょう。
- 環境保全に関する情報を把握するとともに、市などが実施する補助事業の積極的な活用を検討しましょう。
- 日常生活の中で省資源・省エネルギー・リサイクルといった環境配慮行動を実践しましょう。
- 地域や市民団体が実施する地域美化活動や資源回収など、環境保全活動に積極的に参加しましょう。

〈事業者〉

- 環境対策部門を設置し、組織全体で公害防止対策及び環境保全対策を推進しましょう。
- 従業員の研修制度の中で定期的に環境問題を取り上げ、職場全体で環境教育・学習を推進し、省資源（リユース品・リサイクル品の購入やペーパーレス化など）・省エネルギー（休憩時におけるPCの電源オフや使用していない部屋の照明の消灯など）・リサイクル（製造・販売した製品・容器などの自主回収や店頭回収の協力など）などの具体な取組の実践につなげましょう。
- 自社から発生する温室効果ガスや大気汚染物質などを定期的に把握し、情報を広く共有しましょう。
- 地域住民などの意見を聞く窓口を設け、寄せられた意見について、真摯に対応しましょう。
- 環境保全に関する情報を把握するとともに、国などが実施する補助事業の積極的な活用を検討しましょう。
- 事業活動の中で省資源・省エネルギー・リサイクルといった環境配慮行動を実践しましょう。
- 学校や地域における環境教育・学習に協力し、生活環境や自然環境、気候変動、循環型社会など、環境に関する知識を深めるとともに、環境保全活動の輪を広げましょう。
- 工場をはじめとする施設見学の受け入れや農林水産業体験など、体験型の環境教育・学習に協力しましょう。
- 各主体が協働して行う環境保全活動に積極的に関わりましょう。

●玉野市脱炭素推進補助金制度

本市では、脱炭素社会の実現及び地球温暖化の防止を図ることを目的として、再生可能エネルギー・省エネ設備などの導入を支援する玉野市脱炭素推進補助金の交付を2024（令和6）年から開始しています。

本補助金により、市民の経済的負担の軽減を図り、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進しています。

【補助対象設備（令和7年度玉野市脱炭素推進補助金）】

太陽光発電設備、電気自動車、プラグインハイブリッド車、蓄電池、ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、燃料電池システム（エネファーム）、太陽熱利用システム、HEMS、V2H充電設備

●コンポスト容器設置補助金交付制度

本市では、1993（平成5）年から、一般家庭から排出される生ごみを資源化・減量化することを目的に、コンポスト容器設置補助金を交付しています。さらに、2001（平成13）年度からは電気式生ごみ処理機についても、補助金の対象としています。

引き続き、市のごみ減量対策事業の一環として、また、環境に配慮したライフスタイルへの転換を目的として、制度の活用を促進します。

【年度別コンポスト容器設置補助金交付実績】

項目 年度	コンポスト容器		電気式生ごみ処理機	
	件数	基数	件数	基数
2014（H26）	10	13	4	4
2015（H27）	5	5	3	3
2016（H28）	12	13	0	0
2017（H29）	11	17	4	4
2018（H30）	3	6	8	8
2019（R1）	5	7	8	8
2020（R2）	7	7	8	8
2021（R3）	33	40	20	20
2022（R4）	48	60	34	34
2023（R5）	12	16	23	23
2024（R6）	4	4	40	40
合計*	1,607	2,169	318	318

*合計は、1993（平成5）年からの累計値を示しています。

出典：「2025年度玉野市環境保全事業概要（2025（令和7）年10月）」

4. 重点施策

本市が目指す環境像を達成する上で、以下の2点が目下の課題として掲げられます。

- ①本市が宣言した「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を達成するためには、温室効果ガスの排出量を加速度的に削減しなければならないこと。
- ②本市のごみ処理施設の老朽化対策に加えて、環境面への影響を可能な限り低減した、持続可能なごみ処理体制を整備しなければならないこと。

そこで、各基本施策に加え、「脱炭素設備の積極的な導入推進」及び「持続可能なごみ処理体制の強化」を重点施策と位置づけます。

1

脱炭素設備の積極的な導入推進

本市では2021（令和3）年2月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を表明しており、積極的な脱炭素化を推進していくことが求められています。

脱炭素化を進める上で、省エネ行動といったソフト的な取組に加えて、LED照明や省エネ性能の高い家電製品といった省エネ設備の導入並びに太陽光発電設備などの再エネ設備の導入といったハード面の整備もあわせて行います。

本市では、市民・事業者が積極的に脱炭素設備の導入ができるよう、脱炭素設備に係る周知・啓発を図るとともに、必要に応じて補助事業などの支援を行います。加えて、本市自身が積極的に脱炭素設備の導入を行い、リーダーシップを図ります。

【「ZEB Ready」の認証を取得した本市の公共施設】

玉野市新庁舎（イメージ図）



玉野市消防庁舎・防災センター



玉野市消防署東分署



玉野市消防署西分署

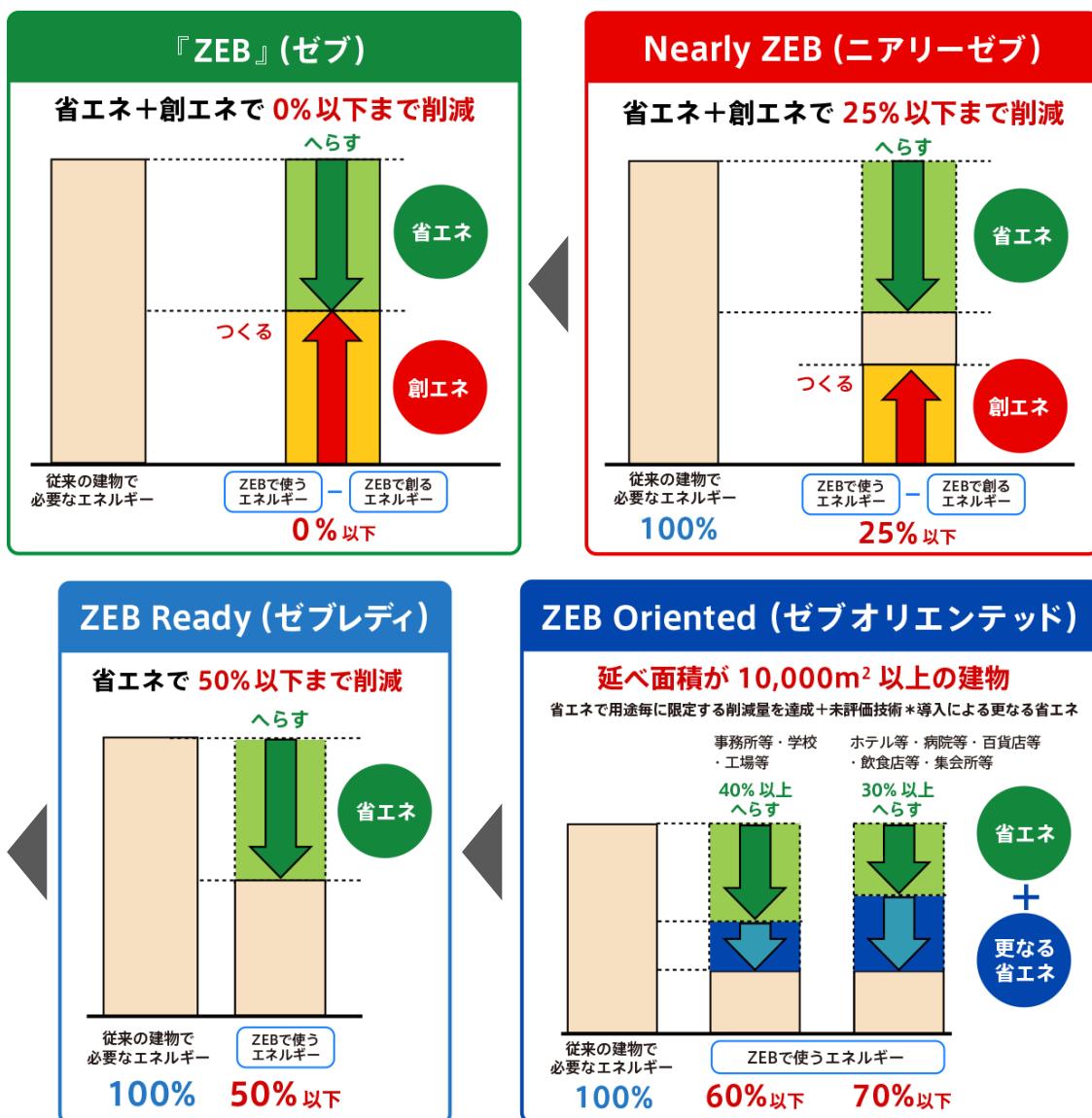


●ZEB とは

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。省エネによって使うエネルギーを減らし、再生可能エネルギーを活用した創エネによって使う分のエネルギーを創ることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

現在、ZEB の実現・普及に向けて、4段階の ZEB を定性的及び定量的に定義しています。

【ZEB の定義】



出典：「ZEB PORAL [ゼブ・ポータル] (環境省)」

「新岡山県ごみ処理広域化計画（2007（平成19）年3月、岡山県）」において岡山ブロックに位置付けられる2市1町（岡山市、久米南町、本市）は、2015（平成27）年3月に「岡山ブロックごみ処理広域化基本計画（ごみ処理広域化対策岡山ブロック協議会）」を策定し、ごみ処理の広域化について協議を重ねてきました。現在、岡山市の現岡南環境センターに広域処理施設（焼却施設）の建設が進められており、2027（令和9）年度から可燃ごみの広域処理を行う予定としています。

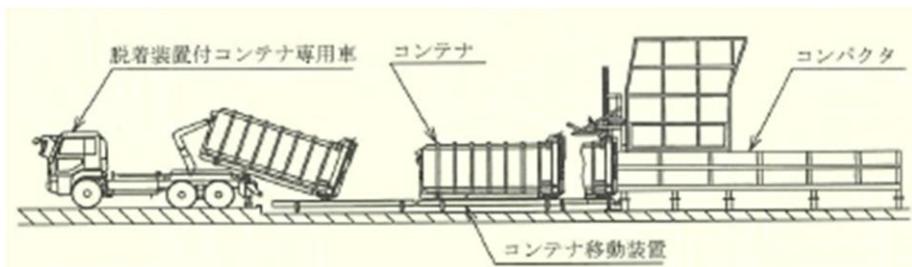
本市の可燃ごみ処理施設（東清掃センター）は、供用開始から40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、広域処理を行うことにより、施設の安定的な運転やコスト面での効率化を図ることが可能となります。

また、本市内で発生した可燃ごみを広域処理施設へ運搬するため、東清掃センター敷地内に中継施設を整備し、運用することとしています。

この中継施設の整備は、2024（令和6）～2026（令和8）年度内の3か年で実施する予定としています。

【中継施設の種類】

ごみ収集車から受入ホッパに投入されたごみは、コンパクタ（ごみを圧縮して減容化する装置）により密閉型の大型コンテナに圧縮投入し、脱着装置付車両に積載したうえで運搬する『コンパクタ・コンテナ方式』の中継施設を新設します。



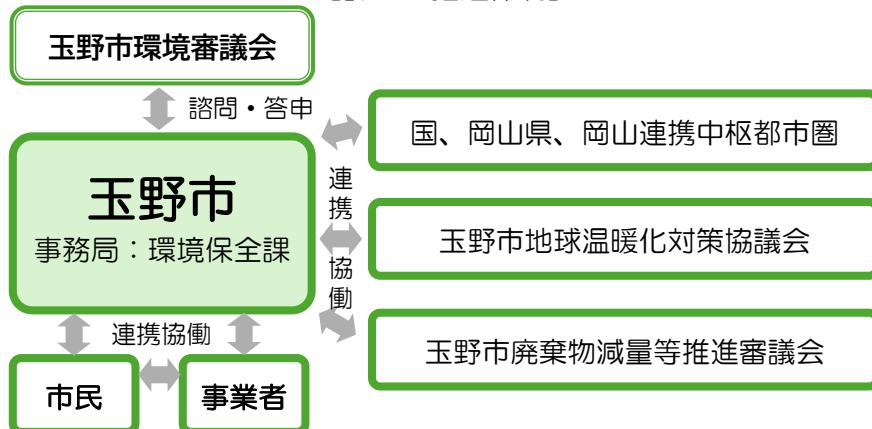
出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）（公益社団法人全国都市清掃会議）」

第4章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画で掲げる「を目指す環境像」を実現するためには、市民・事業者・行政が一丸となって推進していくことが重要です。また、各主体から構成される「玉野市環境審議会」と連携を図りながら本計画の推進を図ります。

【計画の推進体制】



【各主体の役割】

主体	役割
市民・事業者	計画の実施主体として、それぞれの立場に応じた取組を推進します。
玉野市環境審議会	玉野市環境基本条例に基づき設置され、環境基本計画の策定や見直しなど、本市の環境行政上重要な事項について、市長の諮問に基づき審議します。
各部局	玉野市の各部局では、本計画に基づく施策を実施し、進捗状況を把握・整理します。
事務局（環境保全課）	事務局は、市内の環境に関する情報を把握・整理するとともに、環境基本計画の毎年度の進捗状況を公表、点検及び評価します。

2. 目標の進捗管理

本市内の環境に関する情報は、毎年度、年次報告書などにより公表し、各方面からの意見を踏まえながら、本市事業の運営手法などに反映します。

なお、本計画はPDCAサイクルに基づき、継続的な推進と改善を図ります。

【計画の進行管理 (PDCAサイクル)】

